

# 柏原市強靱化地域計画

令和2年12月

柏原市



# 目 次

## 第1章 計画策定の目的と位置付け

第1節	計画策定の目的	1
第2節	計画の位置付け	1
第3節	計画の期間	2

## 第2章 柏原市の地域特性

第1節	市域の概況	3
第2節	災害の履歴	7

## 第3章 計画の基本的な考え方

第1節	基本目標	10
第2節	対象とする災害（リスク）	11
第3節	事前に備えるべき目標	14
第4節	特に配慮すべき事項	14

## 第4章 脆弱性評価

第1節	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定	15
第2節	評価の実施	17

## 第5章 具体的な取組みの推進

第1節	概要	18
第2節	具体的な取組み	19

## 第6章 計画の推進と見直し

第1節	計画の推進体制	100
第2節	計画の進捗管理	100
第3節	計画の見直し	101

【別紙1】脆弱性評価結果

【別紙2】個別事業一覧



# 第1章 計画策定の目的と位置付け

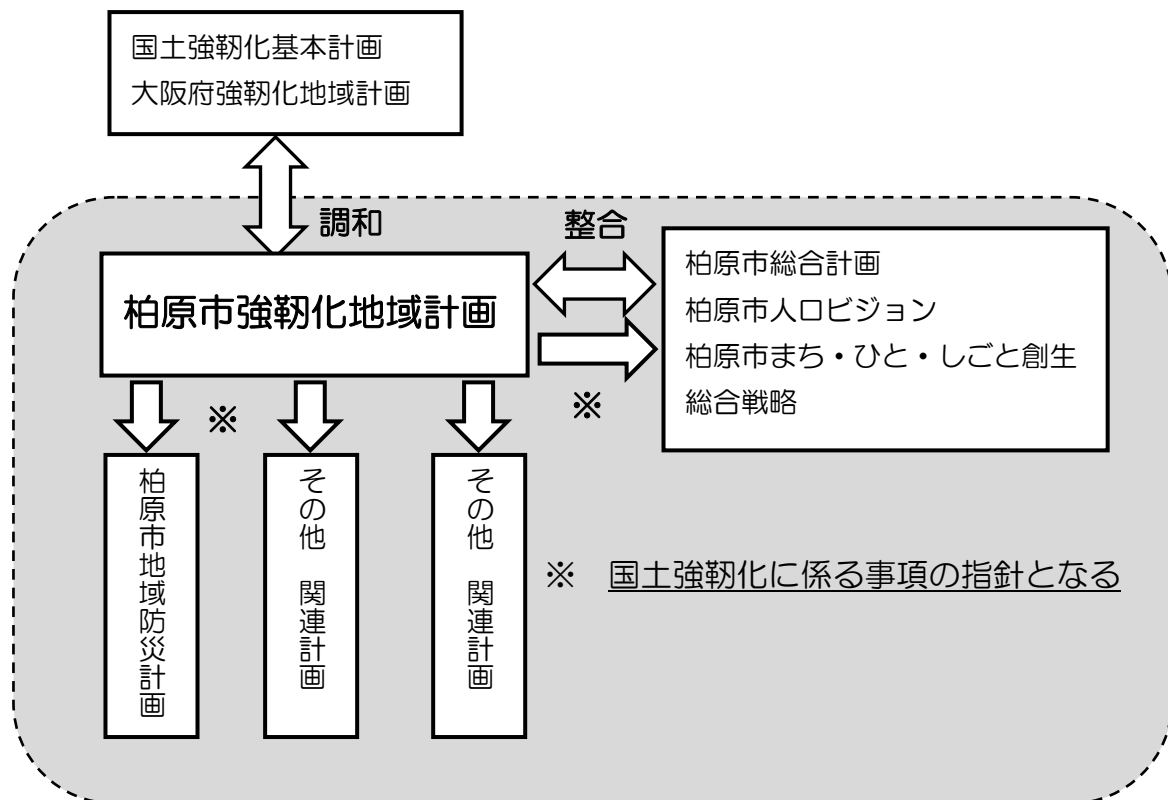
## 第1節 計画策定の目的

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、平成26年6月には基本法に基づき、国土強靭化に関する国の他の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定された。

柏原市強靭化地域計画（以下「地域計画」という。）は、現在進めている防災・減災対策の取組を念頭においた上で、今後の本市の強靭化に関する施策を国全体の国土強靭化政策や大阪府の強靭化地域計画との調和を図りながら、国、府、近隣自治体、地域、民間事業者などの関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するための指針として策定するものである。

## 第2節 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靭化地域計画」であり、基本法第14条に基づき国の基本計画及び大阪府強靭化地域計画と調和を保ちつつ、柏原市総合計画、柏原市人口ビジョン、柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略と、基本的な考え方の整合が図られた計画とし、国土強靭化に係る事項については、他の計画等の指針となるものである。



### 第3節 計画の期間

---

計画の期間は、令和2(2020)年度から令和11(2029)年度までの10年間とする。ただし、強靱化の実現に向けては、長期的な展望を描きつつ、市の内外における社会情勢の変化や国全体の強靱化施策の推進状況などに応じた施策の推進が必要となることから、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うこととする。

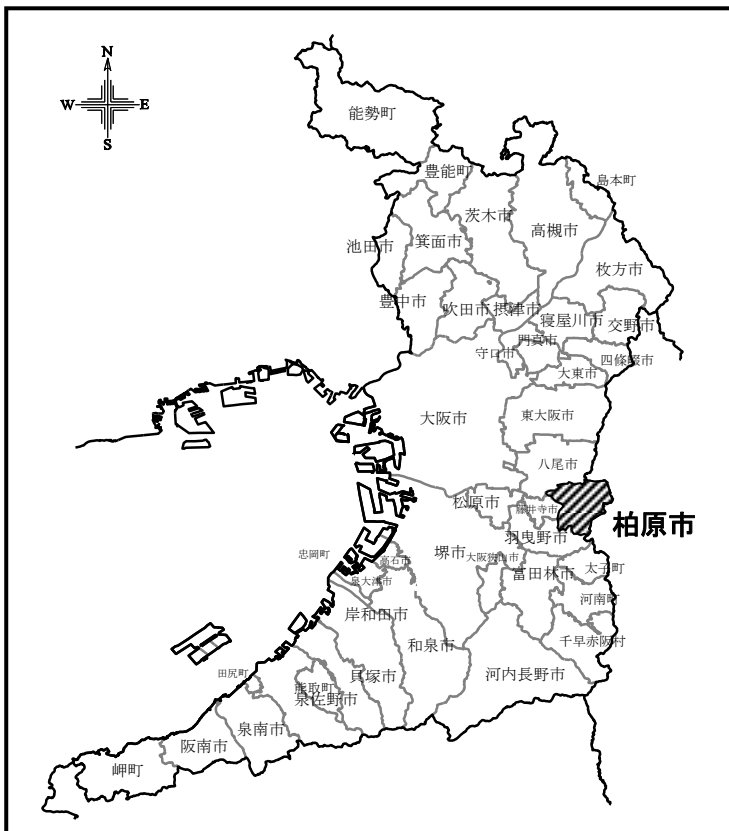
## 第2章 柏原市の地域特性

### 第1節 市域の概況

#### 1) 位置及び面積

柏原市は、大阪府の中央東部に位置し、大阪市の都心から約 20 km、河内平野の東南端にある。東は信貴生駒山系を隔てて奈良県と接し、西は藤井寺市、南は羽曳野市、北は八尾市に隣接している。東西 6.60 km、南北 6.63 km とほぼ同じであり、市域面積については 25.33 km<sup>2</sup> である。

#### 【柏原市の位置】



人口	68,405人 ※	
面積	25.33km <sup>2</sup>	
地勢	位置	東経 135° 37′ 北緯 34° 34′ 36″
	範囲	東西 6.6 km 南北 6.63 km
	海拔	最高 382.2m 最低 13.2m

※ 令和2年9月末現在

## 2) 自然的条件

### 1 地 勢

本市域は、西部が大阪平野、東部が信貴生駒山系であり、山地から低地へと高低差に富んでいることが特色で、市域の約 65%が山地で占められ、平地は約 35%となっている。

市域中央を府内で 2 番目に大きい大和川が市域を二分する形で東から西に流れており、これに石川、原川が南から合流している。江戸時代中期以前の大和川は、石川が合流するあたりから北流（現在の長瀬川付近）して河内平野を形成し、淀川に南から合流していたが、宝永元年（1704 年）以降の付け替え工事によって現在の流路になったものであり、現在でも大和川右岸の中小河川は北流している。

### 2 河川・水路

本市域を流れる河川には、大和川をはじめ、淀川水系（寝屋川流域）の恩智川・平野川、大和川水系の原川・石川といった一級河川と、これらに注ぐ準用河川及び普通河川がある。一級河川の大阪府管理区間では、時間雨量概ね 50 mm に対しての改修は完了している。

### 3 地形・地質

#### (1) 地 形

本市の地形は、大和川によって形成された旧大和川扇状地及び大和川河谷の低地並びに石川低地、二上山地全面の玉手山丘陵、生駒山地並びに二上山地に大別できる。

低地は、旧大和川、大和川、石川によって形成された氾濫原性の平地であり、旧大和川、石川沿いには自然堤防がみられる。

丘陵地は大部分が宅地造成による人工改変地で、半独立状の丘となっている。

山地のうち生駒山地の西斜面では、30～35 度以上の急斜面が多くみられる。また、二上山地は生駒山地と地質の異なる明神山と寺山により構成される。山地斜面は全体的に開析され、浸食谷が樹枝状に発達している。

#### (2) 地 質

本市の表層地質は、概ね地形と対応している。

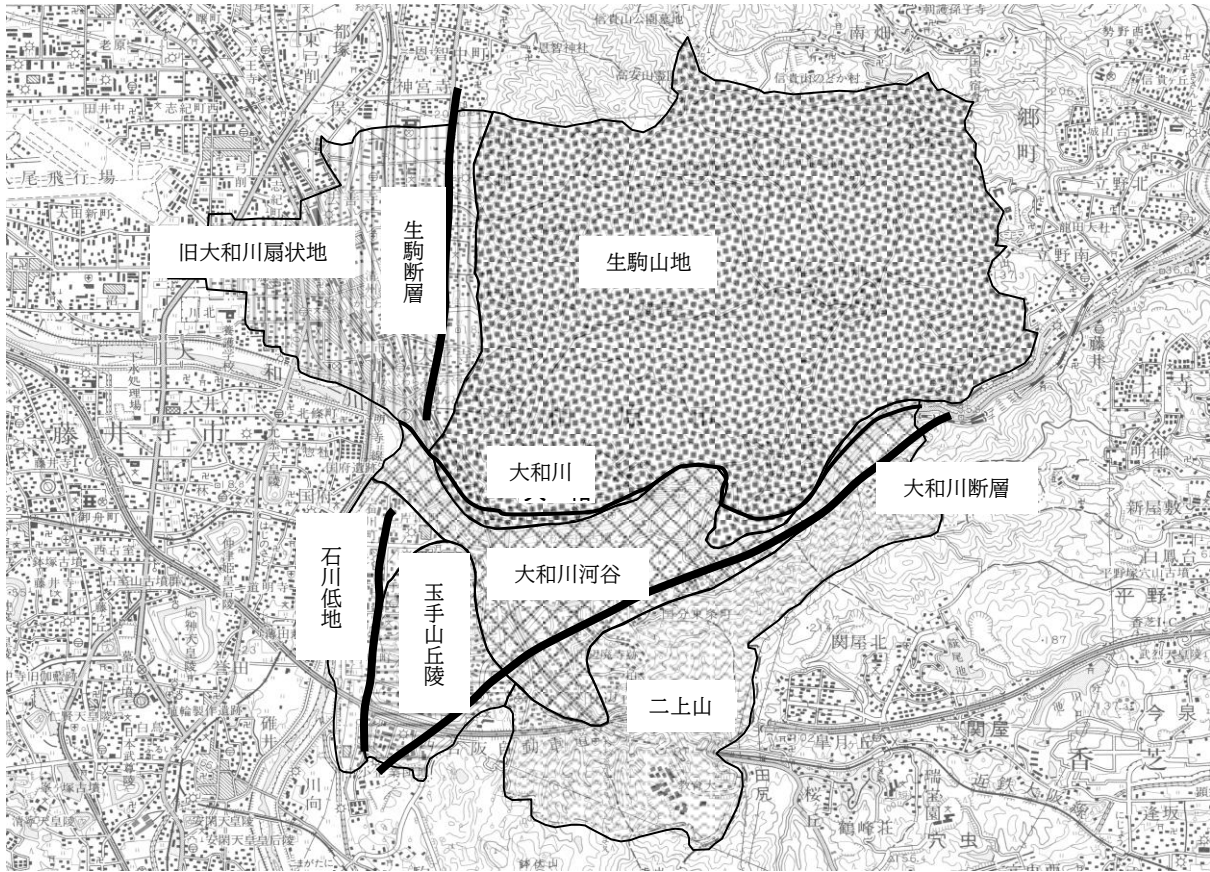
低地の沖積層は層厚 10～15m で分布し、締りの緩い砂礫、砂、シルト、粘土等からなる軟弱な地層である。

丘陵地は二上層群の固結堆積物である礫岩と、同じく二上層群の火山性岩石である凝灰岩よりなる。また、丘陵部の西側は約 200 万年前～約 30 万年前頃にかけて堆積した砂礫、砂、粘土や火山灰などが繰り返し重なった大阪層群に覆われている。






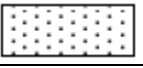


生駒山地は主に領家花崗岩類、二上山地は主に安山岩質の岩石地盤である。花崗岩類は節理が発達し、風化を受けてマサ土化が進んでおり、風化は深層にまで及んでいる。

なお、生駒山地の領家花崗岩類上にある亀の瀬周辺は、地質構造上、慢性的な地すべり地帯となっており、これまでに何度も地すべりが発生している。





【柏原市の地形区分】

凡 例			
	山 地Ⅰ（生駒山地）		低 地Ⅰ（旧大和川扇状地）
	山 地Ⅱ（二上山地）		低 地Ⅱ（大和川河谷）
	丘 陵（玉手山丘陵）		低 地Ⅲ（石川低地）
	河 川		活 断 層

#### 4 気 象

本市の気象は、大阪湾からの海風の影響を受けて比較的温暖である。過去5年間（平成27年（2015年）～令和元年（2019年））の気象をみると、平均気温17.1℃（最高38.2℃、最低-3.4℃）、平均湿度65.2%、平均風速2.6m/s、平均降水量1330.1mmであり、風向きは西寄りの風が多い。

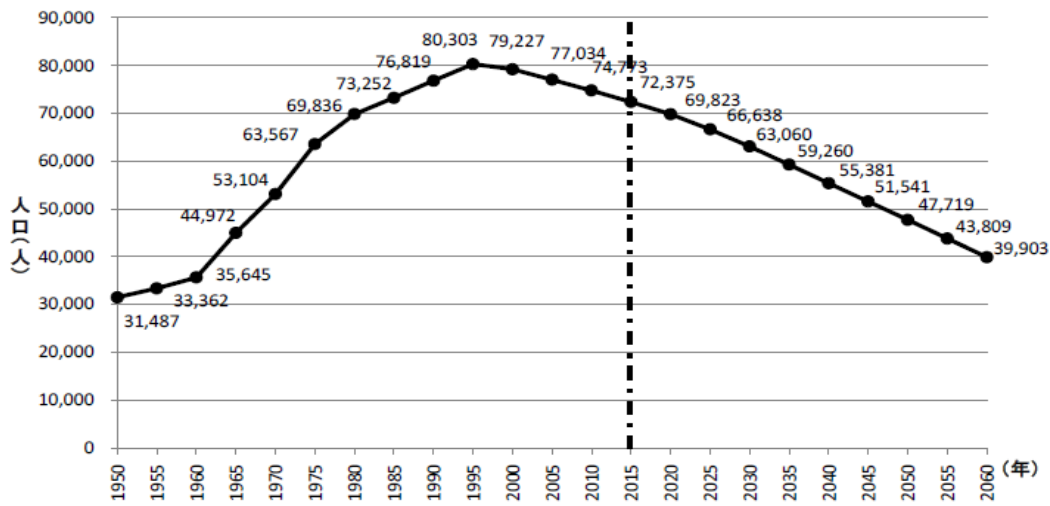
### 3) 社会的条件

#### (1) 人口

本市の人口は、平成 27 年（2015 年）の国勢調査では、人口 71,112 人、世帯数 29,009 世帯で、一世帯あたり人口は 2.45 人、人口密度は 2,807 人/㎩である。

昭和 33 年（1958 年）市政施行当時 34,000 人であった人口は、高度経済成長の進行とともに増加傾向が顕著になり、昭和 35 年（1960 年）から昭和 55 年（1980 年）の 20 年間で 1.96 倍になり、平成 7 年には 80,000 人を超え、従前に比べて増加のペースがスローダウンしたものの、増加し続けた。しかし、平成 10 年以降は、世帯数は増加し続けるものの、人口は減少を続けている。

国立社会人保障・人口問題研究所の将来推計によると、今後、人口は急速に減少を続け、令和 42 年（2060 年）には 39,903 人と平成 22 年（2010 年）の約 53%まで減少すると予測されている。



出典：1950年～2010年 国勢調査  
2015年～2060年 国立社会人保障・人口問題研究所推計

図 総人口の推移（柏原市人口ビジョン（平成 28 年 3 月）より）

## 第2節 災害の履歴

---

### 1) 地震災害の履歴

近畿圏に影響が及んだ大規模な地震として、兵庫県南部地震（マグニチュード7.3：1995年1月17日）があるが、本市での被害は軽傷4人、一部破損124棟であった。

昭和以降の地震被害事例は、河内大和地震（マグニチュード6.4：1936年2月21日）、南海道地震（マグニチュード8.0：1946年12月21日）によるものがある。大阪府と奈良県境の二上山付近を震源とする河内大和地震では、古市、柏原等で山崩れによる死者8名、道路堤防の破損74箇所、家屋に損害のあったもの約200戸で、大和川流域沿いでは泥水の噴出をみたところが多いと記録されている。また、南海道地震では建物数戸が倒壊したと記録されている。

過去に大阪府域では、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8クラスの巨大地震（887年、1361年、1707年、1854年、1944年、1946年）、畿内に震源をもつマグニチュード7クラスの地震（1510年、1596年、1899年、1952年、1995年など）、濃尾地震（1891年）などの地震による被害を受け、柏原市でも少なからず影響を受けたと推測される。

近年では、大阪府北部地震（マグニチュード6.1：2018年6月18日）の発生により、本市においても震度4を観測したが、人的被害及び建物被害は確認していない。

## 2) 風水害の履歴

市域の水害については大和川が深く関わっている。現在の大和川は約300年前の宝永元年(江戸時代)、河内平野の水害をなくすため、それまで石川と合流後、柏原から北に流れて淀川に合流していたものを、西に流れるよう大工事により付け替えられたものである。

本市に浸水被害をもたらした風水害は台風及び豪雨によるものである。これまでの浸水被害としては、昭和47年7月12～13日の梅雨前線による豪雨、昭和47年9月15日～16日の台風20号による豪雨、昭和54年6月27日～7月2日の梅雨前線による豪雨、昭和54年9月30日～10月1日の台風16号による豪雨、昭和57年8月2～3日の台風10号及び低気圧による豪雨があり、このうち昭和57年8月の豪雨は、国分市場地区をはじめ市内各地で浸水被害が生じている。

近年では、平成29年10月21～22日の台風21号の豪雨により、大和川の水位は観測史上最高の(大和川水位観測所：5.78m)まで上昇し、高井田地区や国分市場地区を中心に1棟の床上浸水、17棟の床下浸水被害が確認された。

また、翌年の平成30年9月4～5日の台風21号では、台風が強い勢力を保ったまま大阪湾内を北上したため、暴風により屋根や外壁の破損など100棟以上の建物被害が生じた。



水位が上昇した大和川の様子 平成29年台風21号：柏原市役所前



原川の水位上昇に伴う護岸崩壊 平成29年台風21号：柏原市旭ヶ丘



### 3) 土砂災害の履歴

本市では、昭和 6 年 11 月に発生した亀の瀬地すべりによって、峠地区の民家や耕地に大きな被害が出たほか、大和川河床の隆起による上流の奈良県王寺町での浸水被害の発生、関西本線トンネル崩壊などの被害が生じた。昭和 37 年からは、国により排土工事等の地すべり対策工事が実施され、近年完了した。

亀の瀬地すべりが発生した峠地区は、地質では、領家式岩類を基盤とし、明神山讃岐岩を中心とする二上層群が覆っている。峠地区の二上層群の特色は、明神山讃岐岩の上に、火山破屑岩層や礫岩層があり、さらにその上位に新・旧のドロコロ安山岩が集岩塊・凝灰岩を伴って分布していることであり、それらの岩層が、断層活動によって傾動し、傾斜面上にほぼ平行にのっている。したがって、地下の岩層内に吸水して可塑性を有する粘土のようなものが存在すると、それを滑動面として、上に岩層をのせたまま下方へ滑り出すことになる。讃岐岩・凝灰岩ともに風化して粘土化し、それが水を吸うと地すべりを発生する滑動部となる。このため、周辺地域は地質構造上、慢性的な地すべり地帯となっている。



土砂の崩落により塞がれた道路 平成 29 年台風 21 号：柏原市高井田

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 第1節 基本目標

本市では、地理的・地形的な特性から多くの災害が予想されている。しかし、災害を迎え撃つ社会の在り方によって、被害の状況は大きく異なるものとなる。大地震等の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害等に対する備えを行うことが重要である。

東日本大震災等から得られた教訓を踏まえれば、起きてはならない最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、まちづくり施策・産業施策も含めた総合的な対応が必要である。

このため、いかなる災害が発生しようとも、

1. 人命の保護が最大限図られること
2. 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3. 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4. 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進することとする。

## 第2節 対象とする災害（リスク）

本市に影響を及ぼす災害（リスク）としては、市域特性も踏まえ市域に甚大な被害をもたらすことが想定される大規模自然災害〔地震・風水害（台風、豪雨、土砂災害等）〕を対象とする。

### 1) 地震の災害リスク

本市への影響が考えられる2つの活断層（上町断層帯、生駒断層帯）による直下型地震について、府が実施した地震被害想定では、本市域の震度が最も強くなるケースは「生駒断層帯地震」で、最大震度6強と想定されている。

また、本市は南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、府が実施した南海トラフ巨大地震による地震被害では最大震度6弱と想定されており、政府の地震調査委員会によると、今後30年以内に発生する確率は70%～80%と評価されている。以下の表に各想定地震による本市域での被害状況及び震度分布図を示す。

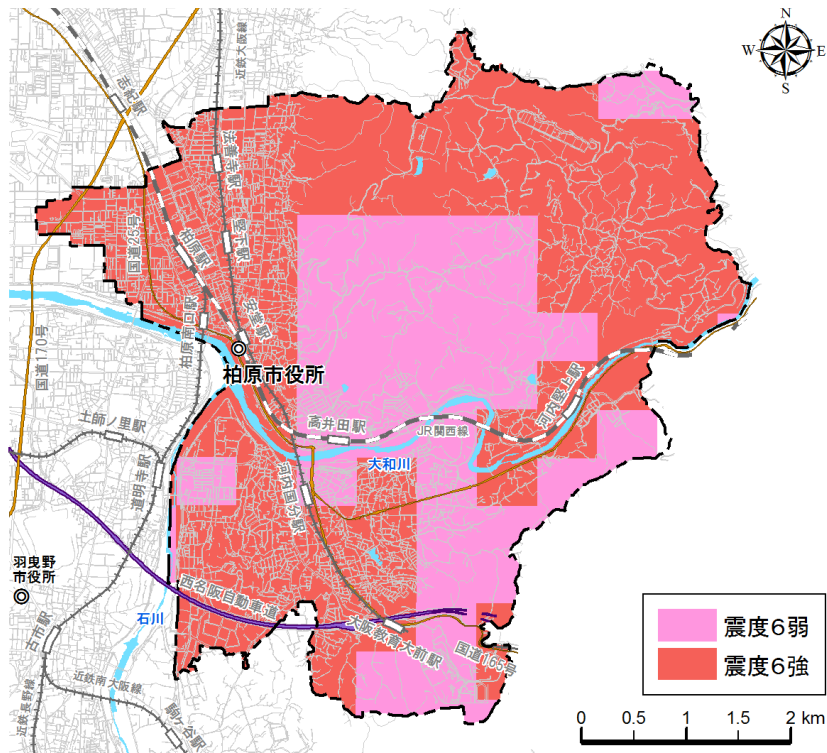
柏原市における被害想定（府実施）

想定地震		上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	東南海・南海 地震	南海トラフ 巨大地震
項目	全壊棟数	1,000棟	2,000棟	5,000棟	100棟	300棟
	半壊棟数	2,000棟	3,000棟	4,000棟	200棟	2,100棟
	建物被害計	3,000棟	5,000棟	9,000棟	300棟	2,400棟
炎上出火件数		－(1)件	1(2)件	3(5)件	－	－
死者		6人	10人	180人	－	2人
負傷者		600人	900人	1,200人	60人	158人
避難所生活者数		3,000人	5,000人	11,000人	300人	4,000人
停電軒数		18,000軒	8,000軒	34,000軒	500軒	17,000軒
都市ガス影響戸数		14,000戸	24,000戸	24,000戸	－	－
上水道影響人口		20,000人	30,000人	50,000人	2,000人	50,000人
通信被害		1,000加入者	11,000加入者	11,000加入者	－	6,000加入者

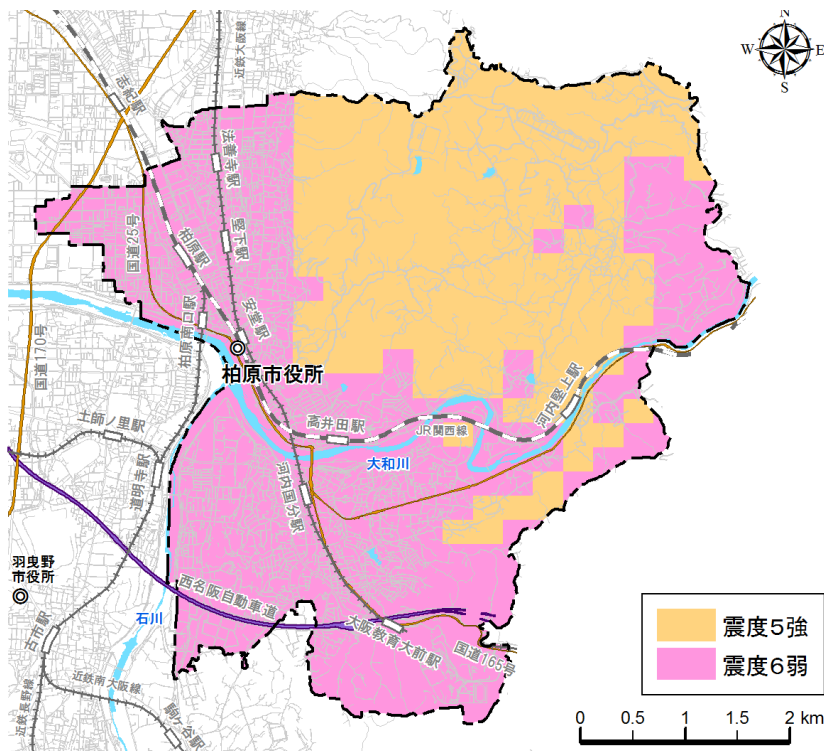
出典：「大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書」

注) 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数、( )は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確率1%風速)によるものの合計



生駒断層帯地震震度分布図



南海トラフ巨大地震震度分布図

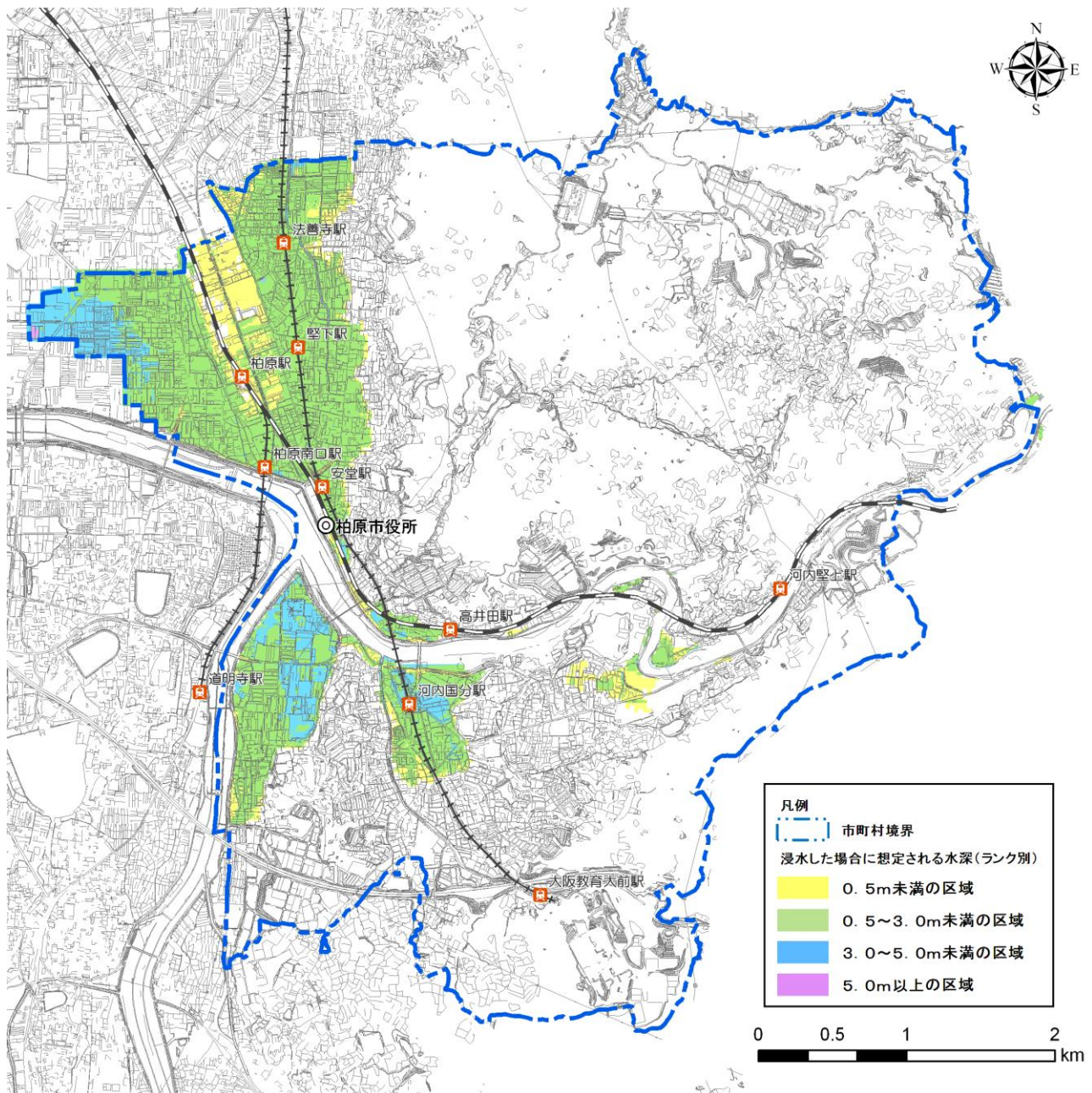


## 2) 風水害（台風、水害、土砂災害等）の災害リスク

本市域を流れる河川には、市域を二分する形で流れる大和川があり、そこに南側から石川が合流しており、これらは洪水予報河川として指定されている。その他には淀川水系の恩智川・平野川や、大和川水系の原川とこれらに注ぐ準用河川及び普通河川がある。

また、土砂災害については、そのリスクが高い土砂災害警戒区域が 234 箇所、そのうち被害が大きい土砂災害特別警戒区域が 207 箇所指定されている。

近年では降雨が激甚化していることから、台風や集中豪雨による内水氾濫や外水氾濫などの水害や土砂災害のリスクが高まっており、以下に市域に最も大きな影響を及ぼすことが想定される大和川の浸水想定区域図を示す。



大和川浸水想定区域図(想定最大規模)

前提となる降雨:大和川流域の12時間雨量316mm(概ね1,000年に1度発生する確率)

### 第3節 事前に備えるべき目標

国の基本計画を踏まえ、以下の8つを事前に備えるべき目標とする。

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限度の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
7. 制御不能な二次災害を発生させない
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建回復できる条件を整備する

### 第4節 特に配慮すべき事項

先に掲げた4つの基本目標と8つの事前に備えるべき目標を達成し、本市の安心・安全を確保するため、以下の点について、特に配慮しながら地域強靱化の取組みを推進する。

#### 1) 市民等の主体的な参画

市民、事業者等と「自助」「共助」「公助」の考え方を共有し、国、府、市、住民、事業者、地域、ボランティア等との適切な連携と役割分担のもと、それぞれが主体的に行動できるような取組みを推進する。

#### 2) 効率的・効果的な施策推進

基本目標に即し、優先度や費用対効果を考慮した上で、災害リスクや地域の状況等に応じて、「ハード対策」と「ソフト対策」を適切に組み合わせるなど、常に効率的・効果的な手法の検討を心がける。  
また、非常時に防災・減災等の効果を発揮するだけでなく、景観への配慮や地域での利用など、平常時の有効活用の観点も可能な限り取り入れることとする。

#### 3) 的確な維持管理

高度経済成長期以降に建設された都市基盤施設をはじめ多くの公共施設等が、一斉に更新時期を迎えることもあり、中長期的な視点によりできるだけ費用軽減を図る観点から検討を進める。

特に、人命に直結する可能性の高い都市基盤施設等については、点検の充実、予防保全の推進とレベルアップ、更新時期の見極め、日常的な維持管理の着実な実践により、効率的・効果的な維持管理を行っていく。

## 第4章 脆弱性評価

### 第1節 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

第3章で設定した8つの事前に備えるべき目標に基づき、その妨げとなるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について、第2章に記載した本市の地域特性を踏まえ、以下の表のとおり33項目のリスクシナリオを設定する。

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態
	1-5	情報伝達等の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行なわれる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
	2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-8	避難所環境の悪化による災害関連死の発生
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	役所機能の機能不全
	3-2	行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態



事前に備えるべき目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による地元企業の生産力低下
	5-2	食糧等の安定供給の停滞
6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶
7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、ダム、防災施設、排水ポンプ等の崩壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

## 第2節 評価の実施

---

国・府が実施した評価手法や、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」(内閣官房国土強靱化推進室)を参考に、大規模自然災害〔地震、風水害(台風、豪雨、土砂災害等)〕に対する脆弱性評価を行った。

具体的には、第1節で設定した33項目のリスクシナリオごとに、現在、各関連計画に位置づけられている施策を精査し、個別施策ごとの課題をそれぞれ分析することにより、現状の脆弱性を分析・評価した。脆弱性評価の結果は、【別紙1】に記載する。

## 第5章 具体的な取組みの推進

### 第1節 概要

本章では、脆弱性評価の結果に基づき、33項目のリスクシナリオを回避するため、126項目に及ぶ必要な施策を抽出し、以下のとおり整理する。また、各施策と関連した事業について【別紙2】に記載する。

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）		項目数	該当頁
1-1	建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	11項目	19P
1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	5項目	25P
1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	2項目	28P
1-4	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態	5項目	29P
1-5	情報伝達等の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	8項目	33P
2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	9項目	38P
2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	3項目	43P
2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	10項目	45P
2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	1項目	50P
2-5	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	1項目	50P
2-6	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	5項目	51P
2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	6項目	54P
2-8	避難所環境の悪化に伴う災害関連死の発生	8項目	58P
3-1	役所機能の機能不全	6項目	62P
3-2	行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	2項目	65P
4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	1項目	66P
4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	2項目	67P
5-1	サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による地元企業の生産力低下	3項目	69P
5-2	食糧等の安定供給の停滞	3項目	71P
6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止	1項目	73P
6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	1項目	74P
6-3	污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	3項目	75P
6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	3項目	78P
6-5	異常渇水等による用水の供給の途絶	1項目	80P
7-1	市街地での大規模火災の発生	3項目	81P
7-2	沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	2項目	83P
7-3	ため池、ダム、防災施設、排水ポンプ等の崩壊・機能不全による二次災害の発生	3項目	85P
7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	1項目	87P
7-5	風評被害等による地域経済等への甚大な影響	1項目	88P
8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1項目	89P
8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	1項目	90P
8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	8項目	91P
8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	6項目	95P

## 第2節 具体的な取組み

(事前に備えるべき目標)

### 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

(起きてはならない最悪の事態)

#### 1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

(必要な取組み)

##### ① 消防水利の確保対策(柏原羽曳野藤井寺消防組合・危機管理課)

取組	・地震火災による被害軽減のため、消火栓全断水時に使用可能な消防用水を確保する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○消火栓以外の消防水利による消防活動計画を定める。	○消防組合は「消火栓全断水時の消防活動マニュアル」を策定し消防水利が不足している地域を選定する。 ○危機管理課は消火栓以外の消防水利が不足している地域への防火水槽設置に努める。	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 消火栓全断水時の消防活動マニュアル	

② 救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上(柏原羽曳野藤井寺消防組合)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年、救急救命士3名、指導救命士1名の養成を行い、指導救命士の5名配置を目標とする。</li> <li>・養成した救急救命士は、気管挿管を含め、全ての特定行為が実施可能な認定救急救命士を養成する。</li> <li>・指導救命士を中心とした更なる教育体制を構築し、救急救命士の災害対応能力向上に努める。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急救命士養成のため職員3名を派遣。また、現在全ての救急隊(7隊)に常時1名以上の救急救命士を配置</li> <li>○指導救命士は現在1名を配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○救急救命士の養成は、現状どおり職員3名を派遣予定</li> <li>○指導救命士養成のため職員1名を派遣予定</li> <li>○指導救命士を中心とした教育体制を構築する。</li> </ul>	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

③ 消防団の機能強化(危機管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災の中核を担う消防団について、防災資機材や安全装備の充実化を進めるとともに、大規模災害を想定した訓練を取り入れることにより消防団の機能強化を図る。</li> <li>・消防団員を確保するため、消防団活動PRを広く行うなど、加入促進の取組みを継続して行う。また、災害時の多様なニーズに対応するため、消防団女性分団を設立し、災害対応の後方支援や火災予防、応急手当の啓発を進める。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災や地震等の大規模災害を想定した訓練の実施</li> <li>○災害対応に必要となる装備・資機材の充実</li> <li>○柏原市消防団(本部及び5分団) 消防団員132名(うち女性2名) ※条例定数140名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対応訓練の継続実施</li> <li>○装備・資機材の充実・更新 トランシーバー、エンジンカッター、チェーンソーの配備</li> <li>○消防団員140名の確保及び女性分団の設置</li> </ul>	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	



④ ハザードマップ等の作成・普及啓発(危機管理課・都市開発課)

取組	・地震発生時に起こりうる建物倒壊や火災延焼等を踏まえ、災害への備えと災害時の行動についての普及を図り、住民が的確に避難できるようハザードマップ等を活用して啓発に努める。	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○広報誌、ホームページ等による防災情報の発信 ○柏原市総合防災マップ(平成30年4月改訂)による周知 ○柏原市地震防災マップ(平成30年4月作成)による周知	○左記の取組みに加え、防災講演会や地域自主防災訓練の機会を通して啓発を実施 ○各種ハザードマップの統合による総合防災マップの充実化	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑤ 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(危機管理課)

取組	・地域住民が自助・共助の考え方に基づいて実施する自主防災訓練(初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導など)の活動を支援し、地域防災力の強化を図る。 ・「避難所運営マニュアル」を作成し、地域自主防災組織と共有することにより、大規模災害時に市職員・施設管理者・自主防災組織が相互に連携した形で円滑に避難所運営ができるよう取組みを推進する。	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○大阪府と連携し、自主防災リーダー養成研修の実施 ○自主防災訓練の活動支援 ○避難所運営マニュアル(初動期編)の作成	○地域の防災リーダーを育成するための研修・訓練の実施 ○避難所運営マニュアル(全体編)の作成 ○避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練の実施	⇒  ○避難所開設・運営訓練の実施と検証 ○地域に応じた避難所運営マニュアルの改訂などの実施
関連計画	柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市避難所運営マニュアル	

⑥ 文化財所有者・管理者の防災意識の啓発(文化財課)

取組	・文化財所有者ならびに管理者の防災意識の向上のため、防災訓練の実施や、消防用設備の設置・点検・改修、建造物の耐震診断等の実施を働きかける。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○防災訓練:(安福寺) ○防災設備保守点検:(三田家住宅) ○耐震基礎診断:(三田家住宅)	○文化財防火デー等における防災訓練等の実施と啓発 ○消防用設備の設置・点検・改修、建造物の耐震診断等の実施	○左記対策の継続と充実
関連計画		

⑦ 市有建築物の耐震化(施設所管課)

取組	・地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、「柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画」において示す耐震化への取組みの基本的な考え方を踏まえ、耐震化対策を実施する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○多数の者が利用する建築物の耐震化率(平成28年時点、全33施設):78.8% ※多数の者が利用する建築物=建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に掲げる用途、規模の要件に該当する建築物	⇒	○多数の者が利用する建築物の耐震化率:100%
関連計画	柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画(平成30年4月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)	

⑧ 民間住宅・建築物の耐震化の促進(都市開発課)

取組	<p>・地震発生時に民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画」及び、住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画H28～H37)に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住み替え等、さまざまな取組みによる木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。</p> <p>・民間住宅建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取組みが進められるよう、確実な普及啓発を進める。</p>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○耐震化率(平成28年時点)</p> <p>・住宅:80.5%</p> <p>・多数の者が利用する 施設:83.9%</p>	⇒	<p>○耐震化率</p> <p>・住宅:95%</p> <p>・多数の者が利用する 施設:95%</p>
関連計画	<p>柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月)</p> <p>柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画(平成30年4月)</p> <p>柏原市地域防災計画(平成27年9月)</p>	

⑨ 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備(都市開発課)

取組	<p>・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成・登録を進め、判定体制の充実を図る。</p>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○市職員における被災建築物 応急危険度判定士登録者確保</p> <p>○市職員における被災宅地危 険度判定士登録者確保</p>	⇒	
関連計画	<p>柏原市地域防災計画(平成27年9月)</p>	

⑩ 大規模盛土造成地マップの公表(都市開発課)

取組	・府内で想定される南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震などに備え、自らの生命・財産を守るために、普段から居住する宅地の状況を知り、災害の防止や被害の軽減につなげる。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○大規模造成地マップ公表(大阪府)	⇒	
関連計画		

⑪ 道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

取組	・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険個所には必要な対策の推進を図る。 ・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき、補強計画を策定し、耐震性の向上を図る。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○橋梁長寿命化修繕計画の策定(平成25年12月) ○横断歩道橋長寿命化修繕計画の策定(平成31年3月) ○舗裝修繕計画の策定(平成31年3月)	○橋梁長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施 ○横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施 ○舗裝修繕計画に基づく適正管理の実施	⇒
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年12月) 柏原市横断歩道橋長寿命化修繕計画(平成31年3月) 柏原市舗裝修繕計画(平成31年3月)	

(起きてはならない最悪の事態)

## 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

(必要な取組み)

### ①【再掲】 市有建築物の耐震化(施設所管課)

取組	・地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、「柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画」において示す耐震化への取組みの基本的な考え方を踏まえ、耐震化対策を実施する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○多数の者が利用する建築物の耐震化率(平成28年時点、全33施設):78.8% ※多数の者が利用する建築物=建築物の耐震改修の促進に関する法律第14条第1号に掲げる用途、規模の要件に該当する建築物	⇒	○多数の者が利用する建築物の耐震化率:100%
関連計画	柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画(平成30年4月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)	

### ② 学校施設の長寿命化(教育総務課)

取組	・大規模災害発生時に、児童・生徒の安全確保と建物被害を軽減するため、長寿命化対策を推進する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○耐震化率 小学校校舎・体育館 100% 中学校校舎・体育館 100%	○個別施設計画を基本として、学校施設の長寿命化計画を策定 ○柏原市立学校適正規模・適正配置基本方針に基づく整備計画を策定 ○上記2計画をもとに、照明のLED化や非構造部材の改修など、大規模改修の実施	
関連計画	学校施設長寿命化計画 柏原市立学校適正規模・適正配置基本方針	

### ③【再掲】 民間住宅・建築物の耐震化の促進(都市開発課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に民間住宅・建築物の被害等を軽減するため、「柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画」及び、住宅建築物耐震10カ年戦略・大阪(大阪府耐震改修促進計画H28～H37)に基づき、耐震改修に加え、建替え、除却、住み替え等、さまざまな取組みによる木造住宅の耐震化や多数の者が利用する建築物等の耐震化の促進を働きかける。</li> <li>・民間住宅建築物の所有者が耐震化の重要性を理解し、取組みが進められるよう、確実な普及啓発を進める。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○耐震化率(平成28年時点) ・住宅:80.5% ・多数の者が利用する 施設:83.9%	⇒	○耐震化率 ・住宅:95% ・多数の者が利用する 施設:95%
関連計画	柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市住宅・建築物耐震改修促進計画(平成30年4月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

### ④【再掲】 被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備(都市開発課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次被害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成・登録を進め、判定体制の充実を図る。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○市職員における被災建築物 応急危険度判定士登録者確保 ○市職員における被災宅地危 険度判定士登録者確保	⇒	
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑤ 公共施設の老朽化対策(公有財産マネジメント課)

取組	<p>・柏原市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の総合的かつ計画的な維持管理に関する基本方針として、「量の最適化」、「コストの最適化」、「サービスの最適化」である3つの最適化を図り、施設の長寿命化を基本とした維持管理を実施する。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○柏原市公共施設等総合管理計画の策定(平成29年3月)	<p>○左記の基本方針に基づき、柏原市個別施設計画の策定(令和3年3月策定予定)</p> <p>○個別施設計画に基づき、長寿命化施設の検討</p> <p>○更新工事を含む施設の長寿命化を基本とした維持管理を実施</p>	⇒
関連計画	<p>柏原市公共施設等総合管理計画(平成29年3月)</p> <p>柏原市個別施設計画(令和3年3月予定)</p>	



(起きてはならない最悪の事態)

### 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

(必要な取組み)

#### ① 公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進(下水工務課)

取組	・浸水被害の軽減に向け、管路施設や雨水ポンプ場施設などの下水道施設の計画的な維持管理を推進し、必要に応じて改築更新工事を実施する。		
現 状	目 標		
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○管路施設の計画的な点検・調査を実施し、必要に応じて対策工事を実施	○管路施設の計画的な点検・調査を実施 目視及び管口カメラによる点検で異常が確認された場合は、管内目視及びカメラ調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施		
○雨水ポンプ場施設の計画的な点検・調査を実施し、更新工事の優先順位を定めている。	○雨水ポンプ場施設の計画的な点検・調査を実施 点検で異常が確認された場合は、調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施 ※電気及び機械設備等は目標耐用年数を目途に改築更新工事を検討		
	電気及び機械設備等の更新工事実施箇所 ①電気設備等の更新工事 ・国分第2雨水ポンプ場 ・国分市場第1雨水ポンプ場 ②機械設備等の更新工事 ・国分第1雨水ポンプ場 ・国分第2雨水ポンプ場 ・国分市場第1雨水ポンプ場	電気及び機械設備等の更新工事実施箇所 ①電気設備等の更新工事 ・国分第2雨水ポンプ場 ②機械設備等の更新工事 ・国分第1雨水ポンプ場 ・国分第2雨水ポンプ場	
関連計画	柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市公共下水道第8次五箇年計画(令和3年3月予定) 柏原市下水道ストックマネジメント計画(令和2年3月)		



② 豪雨時のアンダーパス部における冠水対策(都市管理課)

取組	・市道アンダーパス部は豪雨時に冠水することが懸念されるため、アンダーパスポンプの適正管理を行い、冠水警告灯の設置など注意喚起対策を検討する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○アンダーパスポンプ2箇所の保守点検の実施(1回/3年) (設置場所) ・大阪教育大前 ・河内国分駅前	○アンダーパスポンプの点検を行い、必要に応じて修繕を実施	⇒
関連計画		

(起きてはならない最悪の事態)

1-4 風水害・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

(必要な取組み)

① ため池の防災・減災対策(都市管理課)

取組	・自然災害から人命・財産を守るため、ため池などの農業用施設の防災・減災対策を推進する。 ・「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を検討する。 ・ソフト対策として、対象ため池に係るハザードマップの作成を行う。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○耐震診断の実施 4箇所(水防ため池) ○ハザードマップの作成 4箇所(水防ため池)	○対象ため池耐震診断の実施 ※対象ため池が追加された場合 ○ため池ハザードマップの作成 ※対象ため池が追加された場合	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 大阪府ため池防災・減災アクションプラン	

② 土砂災害・治水対策(都市政策課・都市管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府と連携し、土砂災害対策などの施設整備の推進を図る。</li> <li>・土砂災害の影響が懸念される市の管理する道路において、通行機能の確保のため、道路防災対策の推進を図る。</li> <li>・国、大阪府と連携し、土砂災害特別警戒区域内の住宅等に対する移転や補強への補助制度活用を促進を図る。</li> <li>・氾濫が発生することを前提として、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に向け、国や大阪府、沿川自治体などの関係機関が相互に連携し、対策を一体的かつ計画的に推進する。</li> </ul>		
	目 標		
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○土石流対策済み箇所数 10箇所 ○急傾斜地崩壊対策済み箇所 数10箇所	○土石流対策済み箇所数 10箇所 ○急傾斜地崩壊対策済み箇所 数11箇所	○土石流対策済み箇所数 11箇所 ○急傾斜地崩壊対策済み箇所 数11箇所	
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 今後の土砂災害対策の進め方(大阪府)		

③ 住民等に対する的確な避難情報の判断・伝達(危機管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府が平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、5段階の警戒レベルを付した名称に変更したこと等を踏まえ、本市の避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルについても最新の知見を反映できるよう随時見直しを行い、的確に避難勧告等の判断・伝達を行う。</li> </ul>		
	目 標		
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成(令和元年10月) ○地域自主防災訓練や防災講演会を通して、避難情報や避難のタイミングについて周知	○国・府の動向も踏まえ、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂を実施	⇒	
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市避難勧告等の判断・伝達マニュアル(令和元年10月)		

④ 要配慮者利用施設における避難体制の確保(危機管理課・福祉指導監査課・健康福祉課・高齢介護課・障害福祉課・学務課・こども育成課)

取組	<p>・水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務付けされたため、対象となる施設に対して計画作成や訓練実施の支援を行い、避難体制の確保に向けた取組みを進める。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○要配慮者利用施設における避難確保計画作成率 89% (89施設/100施設)	<p>○対象となる施設を随時更新した上で、計画作成率100%</p> <p>○計画策定を完了した施設に対して、計画に基づく避難訓練実施の支援を行う。</p>	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑤【再掲】 公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進(下水工務課)

取組	・浸水被害の軽減に向け、管路施設や雨水ポンプ場施設などの下水道施設の計画的な維持管理を推進し、必要に応じて改築更新工事を実施する。		
現 状	目 標		
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○管路施設の計画的な点検・調査を実施し、必要に応じて対策工事を実施	○管路施設の計画的な点検・調査を実施 目視及び管口カメラによる点検で異常が確認された場合は、管内目視及びカメラ調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施		
○雨水ポンプ場施設の計画的な点検・調査を実施し、更新工事の優先順位を定めている。	○雨水ポンプ場施設の計画的な点検・調査を実施 点検で異常が確認された場合は、調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施 ※電気及び機械設備等は目標耐用年数を目途に改築更新工事を検討		
	電気及び機械設備等の更新 工事実施箇所 ①電気設備等の更新工事 ・国分第2雨水ポンプ場 ・国分市場第1雨水ポンプ場 ②機械設備等の更新工事 ・国分第1雨水ポンプ場 ・国分第2雨水ポンプ場 ・国分市場第1雨水ポンプ場	電気及び機械設備等の更新 工事実施箇所 ①電気設備等の更新工事 ・国分第2雨水ポンプ場 ②機械設備等の更新工事 ・国分第1雨水ポンプ場 ・国分第2雨水ポンプ場	
関連計画	柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市公共下水道第8次五箇年計画(令和3年3月予定) 柏原市下水道ストックマネジメント計画(令和2年3月)		

(起きてはならない最悪の事態)

1-5 情報伝達等の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(必要な取組み)

①【再掲】 豪雨時のアンダーパス部における冠水対策(都市管理課)

取組	・市道アンダーパス部は豪雨時に冠水することが懸念されるため、アンダーパスポンプの適正管理を行い、冠水警告灯の設置など注意喚起対策を検討する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○アンダーパスポンプ2箇所の保守点検の実施(1回/3年) (設置場所) ・大阪教育大前 ・河内国分駅前	○アンダーパスポンプの点検を行い、必要に応じて修繕を実施	⇒
関連計画		

②【再掲】 住民等に対する的確な避難情報の判断・伝達(危機管理課)

取組	・内閣府が平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、5段階の警戒レベルを付した名称に変更したこと等を踏まえ、本市の避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルについても最新の知見を反映できるよう随時見直しを行い、的確に避難勧告等の判断・伝達を行う。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成(令和元年10月作成) ○地域自主防災訓練や防災講演会を通して、避難情報や避難のタイミングについて周知	○国・府の動向も踏まえ、避難勧告等の判断・伝達マニュアルの改訂を実施	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市避難勧告等の判断・伝達マニュアル(令和元年10月)	

③ 多様な情報伝達手段の運用(危機管理課・秘書広報課)

取組	<p>・災害発生時に必要な情報を広く確実に伝達するために、防災行政無線、緊急速報メール、市ウェブサイト、SNS、公用車による広報など、多様な伝達手段を用いて情報発信を行う。</p> <p>・全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用について、防災行政無線と連携させて即時に情報発信できるよう適切に運用し、さらには伝達手段を多重化することにより機能の充実化を図る。</p>		
現 状	目 標		
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
<p>○防災行政無線、緊急速報メール、市ウェブサイト、SNS及び広報車による防災情報の発信</p> <p>○ヤフーとの災害協定の締結による「Yahoo! 防災速報」を活用した防災情報の発信(令和元年8月)</p>	<p>○防災行政無線に電話応答装置を増設し、情報伝達機能を強化</p> <p>○多様な発信手段を踏まえた事前シュミレーション訓練及び関係部局の職員研修の実施</p>	<p>○左記の取組みを踏まえ、対策の充実を図る。</p>	
<p>○全国瞬時警報システムの適切な運用</p> <p>・テスト実行による防災行政無線との連携確認(12回/年)</p> <p>・全国一斉情報伝達試験(4回/年)</p> <p>・緊急地震速報訓練(2回/年)</p>	<p>○新庁舎に整備するデジタルサイネージ設備及び庁内放送設備との連携による伝達手段の多重化を実施</p> <p>○操作訓練を継続して行い運用体制を維持</p>	<p>○左記の運用を維持するため、適切な管理・更新を行う。</p>	
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)		

④【再掲】 要配慮者利用施設における避難体制の確保(危機管理課・福祉指導監査課・健康福祉課・高齢介護課・障害福祉課・学務課・こども育成課)

取組	<p>・水防法及び土砂災害防止法の改正により、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の管理者は、避難確保計画の作成や訓練の実施が義務付けされたため、対象となる施設に対して計画作成や訓練実施の支援を行い、避難体制の確保に向けた取組みを進める。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○要配慮者利用施設における避難確保計画作成率 89% (89施設/100施設)	○対象となる施設を随時更新した上で、計画作成率100% ○計画策定を完了した施設に対して、計画に基づく避難訓練実施の支援を行う。	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑤ 学校における防災教育の充実(指導課)

取組	<p>・児童・生徒が自ら命を守ることができるよう、大阪府教育庁作成の「学校における防災教育の手引き(改訂2版)」を活用して防災教育を行う。</p> <p>防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意思決定ができるようにすることをねらいとする側面と、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を取り上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成をめざして行う面がある。防災教育は、児童生徒等の発達の段階に応じ、この2つの側面と教科・領域との関連を図りながら、計画的、継続的に実施する。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○現状においては、安全教育の一部に防災教育を含めて実践しているが、防災教育として教科・領域との連携を意識した系統的な実践ができているとは言い難い状況である。	○各学校において、新しい学習指導要領(小学校・・・令和2年度 中学校・・・令和3年度)に防災教育が位置付けられた。その実施に伴い、指導要領に対応した防災教育の年間指導計画の作成及び実践	○左記の取組みを踏まえ、改善を加えながら各学校校区の実態に応じた避難訓練の継続実施
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	



⑥ 学校における避難訓練の徹底(指導課)

取組	・水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく避難確保計画の作成及び避難訓練実施の徹底を図る。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○各学校校区の実態に応じた避難訓練の実施 自然災害を想定した避難訓練実施率(令和元年度) 小学校・・・100% 中学校・・・100%	○国土交通省「水災害からの避難訓練ガイドブック」等を活用し水災害に対する避難訓練を毎年実施〔全校において出水期(梅雨や台風の時期)を迎えるまでを目途に、水害・土砂災害を想定した訓練を必須実施〕 ○水災害からの避難訓練以外に、地震や火災についての避難訓練を実施	○左記の取組みを踏まえ、改善を加えながら各学校校区の実態に応じた避難訓練の継続実施
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 水防法及び土砂災害防止法に基づく避難確保計画(平成31年)	

⑦ 市立柏原病院の避難体制の確保(医事総務課)

取組	・災害発生時に、入院患者が迅速かつ円滑に避難できるよう、医療スタッフによる避難訓練を実施し、避難体制の確保を図る。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○柏原羽曳野藤井寺消防組合の協力のもと、火災を想定した避難訓練の実施(2回/年) (避難の手順や経路の確認など、迅速かつ円滑に避難できる準備を行っている)	○災害対策マニュアルの策定及び同マニュアルに基づく避難訓練の継続実施 ○広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の的確な運用及び入力操作研修の充実	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	



⑧ 「避難行動要支援者」支援の充実(福祉総務課・高齢介護課・障害福祉課)

取組	・地域の高齢者、障がい者等、「避難行動要支援者」に対する情報伝達や避難支援・安否確認体制の充実を図る。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○避難行動要支援者名簿登録者数 高齢者 1,258 人 障がい者 1,443 人 (令和2年5月1日現在)	○避難行動要支援者名簿の更新 ○地域コミュニティレベルでの要支援者の支援体制の検討	○地域コミュニティレベルでの要支援者の支援体制の確立
関連計画	第3次柏原市地域福祉計画(平成27年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市避難行動要支援者支援プラン(平成29年2月)	

(事前に備えるべき目標)

## 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行なわれる

(それがなされない場合の必要な対応を含む)

(起きてはならない最悪の事態)

### 2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(必要な取組み)

#### ① 医薬品、医療用資器材の供給(健康福祉課・医事総務課)

取組	・災害発生時に必要となる医薬品、医療用資器材の早期確保につながるよう、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との災害協定を締結している。今後は災害医療の拠点となる市立柏原病院と連携し、備蓄医薬品等の必要品目と必要量の検討を行い、医療資源の確保に向けた取組みを進める。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○3師会と災害時における医療救護活動に関する協定締結(令和元年11月)	○備蓄医薬品等の品目、数量の検討と確保	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

#### ② 迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

取組	・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開(注)による通行機能の確保に向け、緊急時の体制等の充実を図る。 (注)道路啓開:被災地との緊急輸送を確保するため、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○道路啓開用資機材の整備 ○応急点検体制の整備	○被害状況調査及び安全点検を実施するための人材確保を図る。 ○応急対応時に備えた民間事業者との協力体制の充実を図る。	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

③【再掲】 道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険個所には必要な対策の推進を図る。</li> <li>・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき、補強計画を策定し、耐震性の向上を図る。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁長寿命化修繕計画の策定(平成25年12月)</li> <li>○横断歩道橋長寿命化修繕計画の策定(平成31年3月)</li> <li>○舗裝修繕計画の策定(平成31年3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施</li> <li>○横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施</li> <li>○舗裝修繕計画に基づく適正管理の実施</li> </ul>	⇒
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年12月) 柏原市横断歩道橋長寿命化修繕計画(平成31年3月) 柏原市舗裝修繕計画(平成31年3月)	

④ 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図るとともに、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る。</li> <li>・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る。</li> <li>・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○都市計画道路整備率 21%	○都市計画道路整備率 24%	○都市計画道路整備率 25%
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市道路の整備に関するプログラム	

⑤ 避難所用備蓄物資の充実(危機管理課)

取組	<p>・大阪府が実施した地震被害想定によって算定された備蓄目標量に基づき、食料・飲料水等の生活必需品の購入を計画的に進め、指定避難所での分散備蓄体制を推進する。</p> <p>また、近年の災害対応による課題や、避難所で求められるニーズを踏まえ、避難所に備蓄する品目や数量の拡充を図る。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○重要物資の備蓄品目については目標数量を達成</p> <p>○今後新たに避難所備蓄が必要となる物資の検討</p>	<p>○備蓄物資目標数量の維持</p> <p>○避難所停電対策として発電機及び投光器の備蓄開始</p> <p>○乳幼児への対応として液体ミルクの備蓄開始</p>	<p>○備蓄物資目標数量の維持</p> <p>○今後新たに避難所備蓄が必要となる物資の検討</p>
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑥ 生活必需品の家庭備蓄の啓発(危機管理課・経営総務課)

取組	<p>・食料・飲料水等の生活必需品を家庭内備蓄する重要性について、市広報誌や総合防災マップに取り上げるとともに、地域自主防災訓練や防災講演会等を通して住民への啓発を行う。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○地域自主防災訓練や防災講演会、市ウェブサイト等を通して、各家庭に必要な生活必需品(概ね1週間分)の備蓄の重要性や、ローリングストックによる備蓄の考え方を啓発</p>	⇒	
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑦ 受援体制の整備(危機管理課)

取組	<p>・災害からの早期復旧を図るためには、外部機関からの支援を最大限活用することが不可欠であり、その受入れ体制や手順等を柏原市受援計画(平成31年3月作成)に整理した。今後は計画に基づく訓練の実施や、生じた課題について適宜計画の見直しを行うことにより受援体制の整備を図る。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○受援計画の作成(平成31年 3月) ○受援業務に係る災害応援協定の締結(支援物資配送及び物資拠点の運営補助)	<p>○計画に基づく訓練の実施及び計画の適宜見直し</p> <p>○受援業務に係る災害応援協定の締結(応援機関の活動拠点の提供)</p>	<p>○計画に基づく訓練の実施及び計画の適宜見直し</p> <p>○受援体制がより強化される災害応援協定締結の検討</p>
関連計画	<p>柏原市地域防災計画(平成27年9月)</p> <p>柏原市業務継続計画(平成30年3月)</p> <p>柏原市受援計画(平成31年3月)</p>	

⑧ 民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築(危機管理課)

取組	<p>・食料や生活必需品等を確保することが困難になった住民に対して、円滑かつ確実に物資を供給するには、防災関係機関や民間事業者との連携が不可欠であり、平常時から災害応援協定の締結や、連携する上での役割分担等、物資の調達・供給体制の構築を進める。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○食料等生活必需品の供給に係る協定締結(11件) ○大阪府と連携して支援物資受入れ体制の整備(大阪府中部広域防災拠点～市物資拠点) ○支援物資の配送及び物資拠点の運営に係る協定締結(市物資拠点～各避難所)	<p>○物資調達・供給体制を強化するため、新たな協定締結先の検討</p> <p>○市物資拠点の運用方法や避難所までの配送方法を定めた支援物資配送マニュアルの作成</p>	<p>○物資調達・供給体制を強化するため、新たな協定締結先の検討</p> <p>○協定締結先事業者と連携し、マニュアルに基づいた支援物資配送訓練の実施</p>
関連計画	<p>柏原市地域防災計画(平成27年9月)</p> <p>柏原市受援計画(平成31年3月)</p>	

⑨ 水道施設の耐震化、水道の早期復旧及び飲料水の確保(水道工務課)

取組	<p>&lt;水道施設の耐震化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設・管路の更新、耐震化等を計画的に実施するとともに、病院や学校といった重要給水施設につながる管路を優先的に耐震化する。</li> </ul> <p>&lt;水道の早期復旧&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道(用水供給)事業者間や民間企業との連携を図る。</li> </ul> <p>&lt;飲料水の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置しているあんしん給水栓(注)や市内の応急給水拠点等を活用した応急給水活動により確保に努める。</li> <li>・応急給水施設密度の低い地域に耐震性緊急貯水槽を整備するとともに、災害用の備蓄水や資機材を確保し、断水を想定した各種訓練を実施する。</li> </ul> <p>(注)あんしん給水栓:地震等による災害により水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、生活用の飲料水や医療用水等を応急給水するための施設で、大阪広域水道企業団の送水管上に設置されているもの。</p>		
	現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
<p>○配水池の耐震化率 48.7%</p> <p>○全管路の耐震適合率41.7%</p> <p>○耐震性緊急貯水槽 1基</p> <p>○可搬型発電機 1台</p> <p>○給水車 1台</p> <p>(令和元年度末時点)</p>	<p>○配水池の耐震化率 48.7%</p> <p>○全管路の耐震適合率 47%</p> <p>○耐震性緊急貯水槽 2基</p> <p>○可搬型発電機 1台</p> <p>○給水車 1台</p> <p>○応急給水タンク 11基</p> <p>(令和6年度末時点)</p>	<p>○配水池の耐震化率 51.5%</p> <p>○全管路の耐震適合率 51%</p> <p>○耐震性緊急貯水槽 2基</p> <p>○可搬型発電機 1台</p> <p>○給水車 1台</p> <p>○応急給水タンク 11基</p> <p>(令和10年度末時点)</p>	
関連計画	柏原市水道事業ビジョン(2019-2028)		

(起きてはならない最悪の事態)

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

(必要な取組み)

### ①【再掲】 道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

取組	・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険個所には必要な対策の推進を図る。	
	・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき、補強計画を策定し、耐震性の向上を図る。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○橋梁長寿命化修繕計画の策定(平成25年12月) ○横断歩道橋長寿命化修繕計画の策定(平成31年3月) ○舗裝修繕計画の策定(平成31年3月)	○橋梁長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施 ○横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施 ○舗裝修繕計画に基づく適正管理の実施	⇒
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年12月) 柏原市横断歩道橋長寿命化修繕計画(平成31年3月) 柏原市舗裝修繕計画(平成31年3月)	



②【再掲】 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図るとともに、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る。</li> <li>・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る。</li> <li>・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○都市計画道路整備率 21%	○都市計画道路整備率 24%	○都市計画道路整備率 25%
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市道路の整備に関するプログラム	

③【再掲】 迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開(注)による通行機能の確保に向け、緊急時の体制等の充実を図る。</li> </ul> (注)道路啓開:被災地との緊急輸送を確保するため、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○道路啓開用資機材の整備 ○応急点検体制の整備	○被害状況調査及び安全点検を実施するための人材確保を図る。 ○応急対応時に備えた民間事業者との協力体制の充実を図る。	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	



(起きてはならない最悪の事態)

### 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(必要な取組み)

#### ① 緊急消防援助隊受入れ体制の強化(柏原羽曳野藤井寺消防組合)

取組	・全国各地からの緊急消防援助隊の応援に対して、活動拠点を整備し円滑な受入れ体制を確保することにより、管内における救出救助体制の強化を図る。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○応援都道府県大隊が「緊急消防援助隊受援計画」による、被災地進出拠点及び宿营地として使用する施設等を指定(協定締結) ○「緊急消防援助隊受援計画」に基づく訓練の実施	○現消防本部は、被災地進出拠点及び指揮支援隊の受入れ拠点として指定されており、拠点機能を満たすために必要な燃料設備の設置や受入れに必要な資器材の整備を進め、受援力の強化を図る。 ○左記の訓練を継続して行い、迅速な初動活動の確立や救出救助技術の向上に努める。	
関連計画	緊急消防援助隊受援計画 柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

#### ② 救出救助活動体制の充実強化(柏原羽曳野藤井寺消防組合)

取組	・大規模自然災害時に効果的な救出救助活動を行うため、救出救助活動に必要な資機材を更新整備するとともに、迅速かつ的確な活動が行えるよう部隊の強化を図る。 ・大規模災害による広範な被害状況を想定し、上空からの俯瞰的な情報収集及び人命検索ができるよう、発災初動期における情報収集能力の強化を図る。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○各署所の震災増強資機材は4カ年計画で整備済み ○現状は大阪市消防局航空隊(ヘリコプター2台)へ依頼	○震災増強資機材の見直しを含め、必要となる資機材の更新整備を行う。 ○上空からの俯瞰的な情報収集や細部の人命検索を実施するため、無人航空機(ドローン)の配備等、情報収集体制強化の取組みを推進する。	
関連計画	柏原市地域防災計画(平成 27 年 9 月)	

③ 消防庁舎の適正配置及び耐震化をはじめとする消防力の充実強化(柏原羽曳野藤井寺消防組合)

取組	・大規模自然災害に的確に対応するため、柏原羽曳野藤井寺消防組合総合計画に基づき、より効率的な部隊運用体制の確立及び災害即応が可能な防災拠点として機能し得るよう、長寿命化を含む消防庁舎の再整備を図るとともに、消防車両や資機材の最新化等により、消防力の充実強化に努める。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○柏原羽曳野藤井寺消防組合総合計画の見直し	○柏原羽曳野藤井寺消防組合総合計画に基づき、消防庁舎、消防車両、必要となる資機材の適正管理及び更新整備を実施	
関連計画	柏原羽曳野藤井寺消防組合総合計画 柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

④【再掲】 救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上(柏原羽曳野藤井寺消防組合)

取組	・毎年、救急救命士3名、指導救命士1名の養成を行い、指導救命士の5名配置を目標とする。 ・養成した救急救命士は、気管挿管を含め、全ての特定行為が実施可能な認定救急救命士を養成する。 ・指導救命士を中心とした更なる教育体制を構築し、救急救命士の災害対応能力向上に努める。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○救急救命士養成のため職員3名を派遣。また、現在全ての救急隊(7隊)に常時1名以上の救急救命士を配置 ○指導救命士は現在1名を配置	○救急救命士の養成は、現状どおり職員3名を派遣予定 ○指導救命士養成のため職員1名を派遣予定 ○指導救命士を中心とした教育体制を構築する。	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑤【再掲】 消防団の機能強化(危機管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災の中核を担う消防団について、防災資機材や安全装備の充実を進めるとともに、大規模災害を想定した訓練を取り入れることにより消防団の機能強化を図る。</li> <li>・消防団員を確保するため、消防団活動PRを広く行うなど、加入促進の取組みを継続して行う。</li> <li>また、災害時の多様なニーズに対応するため、消防団女性分団を設立し、災害対応の後方支援や火災予防、応急手当の啓発を進める。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災や地震等の大規模災害を想定した訓練の実施</li> <li>○災害対応に必要なとなる装備・資機材の充実</li> <li>○柏原市消防団 (本部及び5分団) 消防団員132名(うち女性2名) ※条例定数140名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対応訓練の継続実施</li> <li>○装備・資機材の充実・更新 トランシーバー、エンジンカッター、チェーンソーの配備</li> <li>○消防団員140名の確保及び女性分団の設置</li> </ul>	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑥【再掲】 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(危機管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民が自助・共助の考え方に基づいて実施する自主防災訓練(初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導など)の活動を支援し、地域防災力の強化を図る。</li> <li>・「避難所運営マニュアル」を作成し、地域自主防災組織と共有することにより、大規模災害時に市職員・施設管理者・自主防災組織が相互に連携した形で円滑に避難所運営ができるよう取組みを推進する。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府と連携し、自主防災リーダー養成研修の実施</li> <li>○自主防災訓練の活動支援</li> <li>○避難所運営マニュアル(初動期編)の作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の防災リーダーを育成するための研修・訓練の実施</li> <li>○避難所運営マニュアル(全体編)の作成</li> <li>○避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練の実施</li> </ul>	⇒
関連計画	柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市避難所運営マニュアル	

⑦【再掲】 受援体制の整備(危機管理課)

取組	<p>・災害からの早期復旧を図るためには、外部機関からの支援を最大限活用することが不可欠であり、その受入れ体制や手順等を柏原市受援計画(平成31年3月作成)に整理した。今後は計画に基づく訓練の実施や、生じた課題について適宜計画の見直しを行うことにより受援体制の整備を図る。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○受援計画の作成(平成31年 3月) ○受援業務に係る災害応援協定の締結(支援物資配送及び物資拠点の運営補助)	<p>○計画に基づく訓練の実施及び計画の適宜見直し</p> <p>○受援業務に係る災害応援協定の締結(応援機関の活動拠点の提供)</p>	<p>○計画に基づく訓練の実施及び計画の適宜見直し</p> <p>○受援体制がより強化される災害応援協定締結の検討</p>
関連計画	<p>柏原市地域防災計画(平成27年9月)</p> <p>柏原市業務継続計画(平成30年3月)</p> <p>柏原市受援計画(平成31年3月)</p>	

⑧【再掲】 道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

取組	<p>・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険個所には必要な対策の推進を図る。</p> <p>・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき、補強計画を策定し、耐震性の向上を図る。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○橋梁長寿命化修繕計画の策定(平成25年12月) ○横断歩道橋長寿命化修繕計画の策定(平成31年3月) ○舗裝修繕計画の策定(平成31年3月)	<p>○橋梁長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施</p> <p>○横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施</p> <p>○舗裝修繕計画に基づく適正管理の実施</p>	⇒
関連計画	<p>第4次柏原市総合計画(平成23年6月)</p> <p>柏原市地域防災計画(平成27年9月)</p> <p>柏原市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年12月)</p> <p>柏原市横断歩道橋長寿命化修繕計画(平成31年3月)</p> <p>柏原市舗裝修繕計画(平成31年3月)</p>	

⑨【再掲】 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図るとともに、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る。</li> <li>・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る。</li> <li>・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○都市計画道路整備率 21%	○都市計画道路整備率 24%	○都市計画道路整備率 25%
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市道路の整備に関するプログラム	

⑩ 防災空間の確保(都市政策課・都市管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施のため、避難地等となる都市公園の整備の推進を図るとともに、広域避難地として指定されている大和川右岸河川敷広場の防災、減災機能の充実を図る。</li> <li>オープンスペースとして、応急救助活動や応急物資集積の基地、ヘリポートとして活用可能な施設整備を図る。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○大和川右岸河川敷広場(大和川河川敷緑地公園、高井田河川敷運動広場)計2.6ha を広域避難地として指定 ○広域避難場所3箇所(大和川右岸河川敷広場含む)	○大和川右岸河川敷広場(大和川河川敷緑地公園、高井田河川敷運動広場)の整備の検討	⇒
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市緑の基本計画(平成13年3月)	

(起きてはならない最悪の事態)

## 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

(必要な取組み)

### ①【再掲】 迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

取組	・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開(注)による通行機能の確保に向け、緊急時の体制等の充実を図る。 (注)道路啓開:被災地との緊急輸送を確保するため、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。	
	現状	目 標 2020~2024 年度 (令和 2~6 年度)
	2025~2029 年度 (令和 7~11 年度)	⇒
○道路啓開用資機材の整備 ○応急点検体制の整備	○被害状況調査及び安全点検を実施するための人材確保を図る。 ○応急対応時に備えた民間事業者との協力体制の充実を図る。	
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

(起きてはならない最悪の事態)

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

(必要な取組み)

### ① 帰宅困難者対策(危機管理課)

取組	・大阪府や鉄道事業者と連携し、地震発生後に帰宅困難者等が多数集中し、混乱が危惧されるJR柏原駅や近鉄河内国分駅及び駅周辺の混乱防止策や一斉帰宅の抑制により事業所にとどまった従業員を安全に帰宅させるための対応を行う。	
	現状	目 標 2020~2024 年度 (令和 2~6 年度)
	2025~2029 年度 (令和 7~11 年度)	⇒
○帰宅困難者受入れ施設についての検討 ○民間事業者との間に、駅周辺の滞留者対策について協力協定締結の検討		
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	



(起きてはならない最悪の事態)

## 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(必要な取組み)

### ① 応急医療体制の整備(危機管理課・医事総務課・健康福祉課)

取組	・災害時に医療施設の被災や、通常の医療体制では対応できない多数の患者が発生することを想定し、平常時から市立柏原病院を中心とした医療関係機関と連携しながら、迅速かつ的確な応急医療が実施できるよう体制を整備する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○医師会・歯科医師会・薬剤師会と災害時における医療救護活動に関する協定締結(令和元年11月) ○3師会との非常時の連絡体制の構築	○災害医療の拠点地の確保 (地域の医師に対し、市立柏原病院の診察室提供の検討) ○3師会と合同で応急救護訓練の実施	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

### ②【再掲】 医薬品、医療用資器材の供給(健康福祉課・医事総務課)

取組	・災害発生時に必要となる医薬品、医療用資器材の早期確保につながるよう、医師会、歯科医師会及び薬剤師会との災害協定を締結している。今後は災害医療の拠点となる市立柏原病院と連携し、備蓄医薬品等の必要品目と必要量の検討を行い、医療資源の確保に向けた取組みを進める。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○3師会と災害時における医療救護活動に関する協定締結(令和元年11月)	○備蓄医薬品等の品目、数量の検討と確保	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

③【再掲】 道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険個所には必要な対策の推進を図る。</li> <li>・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき、補強計画を策定し、耐震性の向上を図る。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁長寿命化修繕計画の策定(平成25年12月)</li> <li>○横断歩道橋長寿命化修繕計画の策定(平成31年3月)</li> <li>○舗裝修繕計画の策定(平成31年3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施</li> <li>○横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施</li> <li>○舗裝修繕計画に基づく適正管理の実施</li> </ul>	⇒
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次柏原市総合計画(平成23年6月)</li> <li>柏原市地域防災計画(平成27年9月)</li> <li>柏原市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年12月)</li> <li>柏原市横断歩道橋長寿命化修繕計画(平成31年3月)</li> <li>柏原市舗裝修繕計画(平成31年3月)</li> </ul>	

④【再掲】 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図るとともに、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る。</li> <li>・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る。</li> <li>・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○都市計画道路整備率 21%	○都市計画道路整備率 24%	○都市計画道路整備率 25%
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次柏原市総合計画(平成23年6月)</li> <li>柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月)</li> <li>柏原市地域防災計画(平成27年9月)</li> <li>柏原市道路の整備に関するプログラム</li> </ul>	



⑤【再掲】 迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

取組	<p>・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開(注)による通行機能の確保に向け、緊急時の体制等の充実を図る。</p> <p>(注)道路啓開:被災地との緊急輸送を確保するため、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○道路啓開用資機材の整備</p> <p>○応急点検体制の整備</p>	<p>○被害状況調査及び安全点検を実施するための人材確保を図る。</p> <p>○応急対応時に備えた民間事業者との協力体制の充実を図る。</p>	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

(起きてはならない最悪の事態)

## 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(必要な取組み)

### ① 被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施(健康福祉課)

取組	<p>・大阪府藤井寺保健所と連携を図り、地震発生後に被災地における感染症の拡大を抑えるため、感染症の発生状況の動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことができるよう、防疫活動体制の整備を図り、市内の公衆衛生を確保する。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○大阪府藤井寺保健所との連携による感染症対策の周知	⇒	
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

### ② 救出救助活動における感染症対策(柏原羽曳野藤井寺消防組合)

取組	<p>・発災後には衛生環境が悪い現場や感染症がまん延している状況下も想定されるため、感染症対応資器材の整備を行うとともに、大阪府藤井寺保健所や各医療機関との連携強化、感染症対応訓練の実施、対応マニュアルの見直しなど人命救助を担う活動隊が迅速かつ的確に救出救助活動が行えるよう、感染症対策を推進する。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○感染症対応資器材の見直し ○感染症に対する職員へのワクチン接種計画の策定 ○感染症対応マニュアルの見直し	<p>○感染症資器材備蓄計画の策定 ○感染症資器材備蓄計画に基づく資器材の整備 ○新規感染症対応資器材(搬送用アイソレーター等)の導入 ○大阪府藤井寺保健所及び医療機関との連携強化 ○感染症まん延下を想定した救出救助訓練の実施</p>	
関連計画		

③【再掲】 公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進(下水工務課)

取組	・浸水被害の軽減に向け、管路施設や雨水ポンプ場施設などの下水道施設の計画的な維持管理を推進し、必要に応じて改築更新工事を実施する。		
現 状	目 標		
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○管路施設の計画的な点検・調査を実施し、必要に応じて対策工事を実施	○管路施設の計画的な点検・調査を実施 目視及び管口カメラによる点検で異常が確認された場合は、管内目視及びカメラ調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施		
○雨水ポンプ場施設の計画的な点検・調査を実施し、更新工事の優先順位を定めている。	○雨水ポンプ場施設の計画的な点検・調査を実施 点検で異常が確認された場合は、調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施 ※電気及び機械設備等は目標耐用年数を目途に改築更新工事を検討		
	電気及び機械設備等の更新 工事実施箇所 ①電気設備等の更新工事 ・国分第2雨水ポンプ場 ・国分市場第1雨水ポンプ場 ②機械設備等の更新工事 ・国分第1雨水ポンプ場 ・国分第2雨水ポンプ場 ・国分市場第1雨水ポンプ場	電気及び機械設備等の更新 工事実施箇所 ①電気設備等の更新工事 ・国分第2雨水ポンプ場 ②機械設備等の更新工事 ・国分第1雨水ポンプ場 ・国分第2雨水ポンプ場	
関連計画	柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市公共下水道第8次五箇年計画(令和3年3月予定) 柏原市下水道ストックマネジメント計画(令和2年3月)		

④ 公共下水道(汚水)施設の整備及び老朽化対策の推進(下水工務課)

取組	<p>・大規模自然災害により、管路施設や汚水マンホールポンプ場などの損傷により汚水の適切な処理が出来なくなれば、公衆衛生環境の悪化、トイレの使用控えによる健康被害の拡大などが想定されるため、被災時においても汚水処理を行えるよう、公共下水道(汚水)整備の事業推進、必要に応じて改築・更新工事を実施する。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○公共下水道(汚水)整備の事業推進          ≪公共下水道汚水処理人口普及率≫          87.5%(令和元年度末)</p>	<p>○公共下水道(汚水)整備の事業推進          ≪公共下水道汚水処理人口普及率≫          約89%(令和6年度末)</p>	<p>○公共下水道(汚水)整備の事業推進          ≪公共下水道汚水処理人口普及率≫          約91%(令和11年度末)</p>
<p>○管路施設の計画的な点検・調査を実施し、必要に応じて対策工事を実施</p>	<p>○管路施設の計画的な点検・調査を実施          目視及び管口カメラによる点検で異常が確認された場合は、管内目視及びカメラ調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施</p>	
<p>○汚水マンホールポンプ場の点検(毎年全箇所)          点検で異常が確認された場合は、原因調査を行い、更新工事を実施</p>	<p>○汚水マンホールポンプ場の点検(毎年全箇所)          点検で異常が確認された場合は、原因調査を行い、更新工事を実施</p>	
関連計画	<p>柏原市地域防災計画(平成27年9月)          柏原市公共下水道第8次五箇年計画(令和3年3月予定)          柏原市下水道ストックマネジメント計画(令和2年3月)</p>	

⑤ 生活ごみの適正処理(環境対策課)

取組	・被災地域の衛生状態を保持するため、ごみを適正に処理する。処理施設で処理能力を上回る大量ごみが発生した場合や市単独でのごみの収集が困難な場合は、環境に留意し、公有地等を臨時集積所として利用するとともに、関係団体や府、他市町村に応援を要請する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し処理施設等へ運搬	⇒	
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市一般廃棄物処理基本計画	

⑥ ご遺体の埋火葬対策(環境対策課)

取組	・災害により多数の犠牲者が発生し、市内の火葬場で対応できない場合は、「大阪府広域火葬計画」に基づき、府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定締結(大阪葬祭事業協同組合) ○大阪府広域火葬計画(平成13年2月修正) ○柏原市斎場の火葬炉:4基	⇒	
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 大阪府広域火葬計画	

(起きてはならない最悪の事態)

## 2-8 避難所環境の悪化に伴う災害関連死の発生

(必要な取組み)

### ① 良好な環境を確保した避難所運営体制の確保(危機管理課)

取組	・指定避難所を情報・物資・医療等の支援拠点と位置づけ、自助・共助・公助の役割に応じて要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、保健師等の派遣、福祉サービスの提供など、被災者の心身の健康を守り、良好な生活環境を確保した避難所運営体制を構築する。	
	現状	目標
	2020～2024年度 (令和2～6年度)	2025～2029年度 (令和7～11年度)
○指定避難所29箇所における環境整備 ○避難所運営マニュアルに基づく運営体制の検討	○段ボールベッド等を各避難所に配備し、要配慮者の生活環境向上に向けた取組みを推進 ○避難所運営が長期化した場合の運営体制の検討	○避難所担当職員・施設管理者・住民が協働で運営するための避難所運営訓練を実施
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

### ②【再掲】 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(危機管理課)

取組	・地域住民が自助・共助の考え方に基づいて実施する自主防災訓練(初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導など)の活動を支援し、地域防災力の強化を図る。 ・「避難所運営マニュアル」を作成し、地域自主防災組織と共有することにより、大規模災害時に市職員・施設管理者・自主防災組織が相互に連携した形で円滑に避難所運営ができるよう取組みを推進する。	
	現状	目標
	2020～2024年度 (令和2～6年度)	2025～2029年度 (令和7～11年度)
○大阪府と連携し、自主防災リーダー養成研修の実施 ○自主防災訓練の活動支援 ○避難所運営マニュアル(初動期編)の作成	○地域の防災リーダーを育成するための研修・訓練の実施 ○避難所運営マニュアル(全体編)の作成 ○避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練の実施	⇒ ○避難所開設・運営訓練の実施と検証 ○地域に応じた避難所運営マニュアルの改訂などの実施
関連計画	柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市避難所運営マニュアル(平成28年3月)	

### ③【再掲】 避難所用備蓄物資の充実(危機管理課)

取組	<p>・大阪府が実施した地震被害想定によって算定された備蓄目標量に基づき、食料・飲料水等の生活必需品の購入を計画的に進め、指定避難所での分散備蓄体制を推進する。</p> <p>また、近年の災害対応による課題や、避難所で求められるニーズを踏まえ、避難所に備蓄する品目や数量の拡充を図る。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○重要物資の備蓄品目については目標数量を達成</p> <p>○今後新たに避難所備蓄が必要となる物資の検討</p>	<p>○備蓄物資目標数量の維持</p> <p>○避難所停電対策として発電機及び投光器の備蓄開始</p> <p>○乳幼児への対応として液体ミルクの備蓄開始</p>	<p>○備蓄物資目標数量の維持</p> <p>○今後新たに避難所備蓄が必要となる物資の検討</p>
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

### ④ 避難所(小中学校施設)における生活環境の向上(教育総務課)

取組	<p>・小中学校施設は災害時の指定避難所に位置付けられていることから、地域住民の良好な避難生活を確保するための施設の環境整備に取り組む。</p> <p>また、避難所における電力の供給停止に備え、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○小中学校施設のトイレ改修、空調整備及びバリアフリー化について計画的に実施</p>	<p>○自立・分散型エネルギーを導入した空調設備の整備:2箇所(柏原中学校、玉手中学校)</p>	<p>○良好な避難生活を確保するため、必要な機能を整備する(トイレの洋式化、空調整備、バリアフリー化(エレベーター設置))</p>
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	



⑤ 福祉避難所の充実(福祉総務課・高齢介護課・障害福祉課・健康福祉課)

取組	<p>・指定避難所において自立的生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活支援を目的に市内 3 箇所の福祉避難所を二次的避難所として指定しているが、対応する職員や資器材等の不足が想定され、民間社会福祉事業者の協力を得ながら福祉避難所の充実を図る。</p> <p>・福祉避難所施設が不足する場合に備えて、市内の社会福祉施設へ緊急一時的な受入れができるよう体制を整備する。</p>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○指定福祉避難所:3箇所</p> <p>○柏原市民間社会福祉施設連絡会との間に災害時の臨時福祉避難所等に関する協力協定締結(令和2年3月)</p>	<p>○福祉避難所における資器材等の充実</p> <p>○民間社会福祉事業者と災害時の協力協定を締結し、臨時避難所施設や介助職員の確保に向けた取組みの推進</p>	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑥ 災害時における福祉専門職等の受入れ体制の構築(福祉総務課)

取組	<p>・大阪府では、被災した方の福祉ニーズに対応できるよう、福祉関係施設や専門職団体が参画し「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」が構築されており、災害時に大阪DWATを派遣要請することができる。その派遣要請、大阪府との連絡調整など受入れ体制を構築する。</p>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○大阪府と連携し、災害時の福祉専門職等の受入れ体制について調整を行う。</p>	○左記取組みの充実	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑦ 被災者の巡回健康相談体制の確保(健康福祉課)

取組	・大阪府と連携し、災害発生後に避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○大阪府が開催する市の保健師を対象とした健康危機管理研修の参加(1回/年)	○大阪府と連携し、健康危機管理研修への参加	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑧ 被災者のこころのケア対策(健康福祉課)

取組	・大阪府藤井寺保健所や関係機関と連携を図り、災害発生時に恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSD(注)に対応するため「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制を確保する。  (注)PTSD:心的外傷後ストレス障害。命の安全が脅かされるような出来事(天災、事故、犯罪、虐待等)によって強い精神的衝撃を受けることが原因で、著しい苦痛や生活機能に支障をきたすストレス障害	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○こころの健康相談を実施しており、同時に人材の養成も行っている。	○大阪府藤井寺保健所と連携し、こころの健康に関する相談の実施体制の確保に努める。	○左記の取組みを踏まえ、こころの健康に関する相談の実施体制の充実
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

(事前に備えるべき目標)

### 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(起きてはならない最悪の事態)

#### 3-1 役所機能の機能不全

(必要な取組み)

##### ① 防災拠点機能の確保(庁舎整備室)

取組	<p>・現本庁舎は昭和44年に建設され耐震性が不足していることから、国土交通省が制定する「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、災害時にも防災拠点として機能を継続できる新庁舎への建替え及び駐車場の更新整備を行う。</p> <p>主な機能は以下のとおり</p> <p>(庁舎)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■耐震性能:構造体 I類、建築非構造部材 A類、建築設備 甲類</li> <li>■発電設備:7日間の連続運転が可能な発電機(250kVA)の設置 ※燃料備蓄3日分</li> <li>■給水設備:断水時に貯留分の水の使用が可能な受水槽の設置 断水時のトイレ洗浄水などで使用が可能な雑用水槽の設置</li> <li>■排水設備:下水道断絶時に建物内での汚水の一時貯留が可能な緊急排水槽の設置</li> </ul> <p>(駐車場)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■市民や帰宅困難者等の一時避難スペースの確保</li> <li>■外部応援機関の活動スペースの確保</li> </ul>	
	現 状	目 標
	2020~2024 年度 (令和 2~6 年度)	2025~2029 年度 (令和 7~11 年度)
○新庁舎建設工事施工中 工期令和元年9月30日~ 令和4年3月 31 日	○令和2年度中に新庁舎建物完成予定 ○令和3年度の主な工事内容は、別館改修、旧本庁舎解体及び解体後の駐車場整備工事であり、令和3年度中に本工事の完了を目指す	
関連計画	柏原市庁舎建設基本構想(平成30年5月) 柏原市庁舎建設基本計画(平成30年5月)	

② 業務継続計画(BCP)の改訂と運用(危機管理課)

取組	・大規模災害により庁舎が被災した際の代替庁舎や職員不在時の職務代行者、また被災しても継続して実施すべき非常時優先業務を柏原市業務継続計画(平成30年3月)に整理した。計画に基づき、発災直後から業務を円滑かつ適切に実施できるよう運用を図る。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○柏原市業務継続計画の作成 (平成30年3月) ○計画に基づく図上訓練の実施	○計画に基づく図上訓練の実施 及び計画の適宜見直し	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市業務継続計画(平成30年3月)	

③ 職員の初動体制の確保(危機管理課)

取組	・柏原市災害時職員初動マニュアルに基づく緊急参集訓練等を行い、大規模災害時に各職員が的確に初動対応が行えるよう、柏原市災害対策本部各班マニュアルの充実を図る。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○柏原市災害時職員初動マニュアルの作成 ○災害対策本部各班マニュアルの作成 ○職員の緊急参集訓練の実施	○左記のマニュアルの適宜見直し ○緊急参集訓練の継続実施 ○災害対策本部開設訓練の実施	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市災害時職員初動マニュアル(平成30年4月) 災害対策本部各班マニュアル(平成29年3月)	

④ 水道事業業務継続計画(水道BCP)の改訂と運用(水道工務課)

取組	・災害発生後も水道事業としての業務を継続させるため「柏原市業務継続計画」を踏まえて「柏原市水道事業業務継続計画(水道 BCP)」を作成した。今後は、適宜見直しを行い非常時における業務継続マネジメントを推進する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○柏原市水道事業業務継続計画の作成(令和元年12月)	○柏原市水道事業業務継続計画の適宜見直し	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市水道事業業務継続計画(令和元年12月)	

⑤ 下水道業務継続計画(下水道 BCP)の改訂と運用(下水工務課)

取組	・下水道施設は市民生活にとって必要不可欠なライフラインであるため、下水道業務継続計画(下水道 BCP)を災害に関する最新知見なども踏まえ、適宜見直しを実施し、災害応急対策業務や中断が許されない通常業務の継続体制の充実を図る。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○柏原市下水道業務継続計画の作成(平成31年3月)	○柏原市下水道業務継続計画の運用及び適宜見直し	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市下水道業務継続計画(平成31年3月)	

⑥ 民間事業者等と連携した迅速な施設の復旧対策(契約検査課・経営総務課・医事総務課)

取組	・2年毎の入札参加資格申請時に、建設工事登録業者に対し「災害発生時における市管理施設復旧に関する応援協定書」の締結を要請し、市管理施設の早期復旧に備える。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○「災害発生時における市管理施設復旧に関する応援協定書」締結 (市内52業者、市外71業者)	○「災害発生時における市管理施設復旧に関する応援協定書」締結 (市内登録全業者、市外100業者)	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

(起きてはならない最悪の事態)

### 3-2 行政機関（役所除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(必要な取組み)

#### ①【再掲】 職員の初動体制の確保(危機管理課)

取組	・柏原市災害時職員初動マニュアルに基づく緊急参集訓練等を行い、大規模災害時に各職員が的確に初動対応が行えるよう、柏原市災害対策本部各班マニュアルの充実を図る。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○柏原市災害時職員初動マニュアルの作成 ○災害対策本部各班マニュアルの作成 ○職員の緊急参集訓練の実施	○左記のマニュアルの適宜見直し ○緊急参集訓練の継続実施 ○災害対策本部開設訓練の実施	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市災害時職員初動マニュアル(平成30年4月) 災害対策本部各班マニュアル(平成29年3月)	

#### ②【再掲】 民間事業者等と連携した迅速な施設の復旧対策(契約検査課・経営総務課・医事総務課)

取組	・2年毎の入札参加資格申請時に、建設工事登録業者に対し「災害発生時における市管理施設復旧に関する応援協定書」の締結を要請し、市管理施設の早期復旧に備える。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○「災害発生時における市管理施設復旧に関する応援協定書」締結 (市内52業者、市外71業者)	○「災害発生時における市管理施設復旧に関する応援協定書」締結 (市内登録全業者、市外100業者)	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

(事前に備えるべき目標)

#### 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

(起きてはならない最悪の事態)

##### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(必要な取組み)

###### ① 大阪府防災行政無線等の活用による防災情報の収集・伝達(危機管理課)

取組	・地震発生時には大規模な通話支障が生じ、大部分の通話が困難になるため、大阪府防災行政無線及び防災情報システムを活用し、市域の被害状況の報告や応急復旧活動に係る連絡調整を行うことにより、大阪府や防災関係機関との迅速な情報収集・伝達体制を確保する。	
	現 状	目 標
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○大阪府が整備した大阪府防災行政無線及び防災情報システムの活用により、大阪府や防災関係機関との情報収集・伝達体制を確保	○左記の取組みや、防災情報システムの更新を踏まえ、防災情報の収集・伝達体制の充実	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	



(起きてはならない最悪の事態)

**4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態**

(必要な取組み)

①【再掲】 多様な情報伝達手段の運用(危機管理課・秘書広報課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時に必要な情報を広く確実に伝達するために、防災行政無線、緊急速報メール、市ウェブサイト、SNS、公用車による広報など、多様な伝達手段を用いて情報発信を行う。</li> <li>・全国瞬時警報システム(J-ALERT)の運用について、防災行政無線と連携させて即時に情報発信できるよう適切に運用し、さらには伝達手段を多重化することにより機能の充実化を図る。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線、緊急速報メール、市ウェブサイト、SNS及び広報車による防災情報の発信</li> <li>○ヤフーとの災害協定の締結による「Yahoo! 防災速報」を活用した防災情報の発信(令和元年8月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防災行政無線に電話応答装置を増設し、情報伝達機能を強化</li> <li>○多様な発信手段を踏まえた事前シュミレーション訓練及び関係部局の職員研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の取組みを踏まえ、対策の充実を図る。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○全国瞬時警報システムの適切な運用</li> <li>・テスト実行による防災行政無線との連携確認(12回/年)</li> <li>・全国一斉情報伝達試験(4回/年)</li> <li>・緊急地震速報訓練(2回/年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新庁舎に整備するデジタルサイネージ設備及び庁内放送設備との連携による伝達手段の多重化を実施</li> <li>○操作訓練を継続して行い運用体制を維持</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○左記の運用を維持するため、適切な管理・更新を行う。</li> </ul>
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

② 児童・生徒の安全連絡網の整備(市内各小・中学校)

取組	・大規模災害発生時における学校と各家庭の連絡方法について確立する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○各学校において、緊急時の連絡方法として「はなまる連絡帳」のメール配信システムをはじめとするメールによる連絡方法がある程度確立している。学校としては100%加入を目標としているが、個人情報保護の観点からお願いを基本としている。	○近年、台風や大雨による災害も増えており、年間数回活用している。また、南海トラフにおける大規模地震も近い将来発生が予測されている。このような中、各校においてメール配信システムの加入を呼びかけ続ける。	⇒
関連計画	気象警報などによる非常災害時の措置について(柏原市教育委員会)	

(事前に備えるべき目標)

## 5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーン)を機能不全に陥らせない

(起きてはならない最悪の事態)

### 5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による地元企業の生産力低下

(必要な取組み)

#### ① 市内企業における事業継続計画(BCP)の策定支援(産業振興課・危機管理課)

取組	・大規模災害発生後においても事業の維持や早期復旧が可能となるよう、柏原市商工会と連携して事業継続計画の作成支援を行い、市内企業等の防災・減災対策を促進する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○小規模事業者の事業継続計画作成に係る支援方法の検討及び担当者の配置	○柏原市商工会と連携して事業継続力支援強化計画を策定 ○計画に基づく事業継続計画の作成支援を実施	⇒
関連計画		

②【再掲】 道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険個所には必要な対策の推進を図る。</li> <li>・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき、補強計画を策定し、耐震性の向上を図る。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁長寿命化修繕計画の策定(平成25年12月)</li> <li>○横断歩道橋長寿命化修繕計画の策定(平成31年3月)</li> <li>○舗裝修繕計画の策定(平成31年3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施</li> <li>○横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施</li> <li>○舗裝修繕計画に基づく適正管理の実施</li> </ul>	⇒
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4次柏原市総合計画(平成23年6月)</li> <li>柏原市地域防災計画(平成27年9月)</li> <li>柏原市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年12月)</li> <li>柏原市横断歩道橋長寿命化修繕計画(平成31年3月)</li> <li>柏原市舗裝修繕計画(平成31年3月)</li> </ul>	

③【再掲】 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図るとともに、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る。</li> <li>・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る。</li> <li>・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る。</li> </ul>	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○都市計画道路整備率 21%	○都市計画道路整備率 24%	○都市計画道路整備率 25%
関連計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月)</li> <li>第4次柏原市総合計画(平成23年6月)</li> <li>柏原市地域防災計画(平成27年9月)</li> <li>柏原市道路の整備に関するプログラム</li> </ul>	

(起きてはならない最悪の事態)

## 5-2 食糧等の安定供給の停滞

(必要な取組み)

### ①【再掲】 道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険個所には必要な対策の推進を図る。</li> <li>・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき、補強計画を策定し、耐震性の向上を図る。</li> </ul>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁長寿命化修繕計画の策定(平成25年12月)</li> <li>○横断歩道橋長寿命化修繕計画の策定(平成31年3月)</li> <li>○舗裝修繕計画の策定(平成31年3月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○橋梁長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施</li> <li>○横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施</li> <li>○舗裝修繕計画に基づく適正管理の実施</li> </ul>	⇒
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年12月) 柏原市横断歩道橋長寿命化修繕計画(平成31年3月) 柏原市舗裝修繕計画(平成31年3月)	

### ②【再掲】 迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開(注)による通行機能の確保に向け、緊急時の体制等の充実を図る。</li> </ul> <p>(注)道路啓開:被災地との緊急輸送を確保するため、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路啓開用資機材の整備</li> <li>○応急点検体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害状況調査及び安全点検を実施するための人材確保を図る。</li> <li>○応急対応時に備えた民間事業者との協力体制の充実を図る。</li> </ul>	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

③【再掲】 水道施設の耐震化、水道の早期復旧及び飲料水の確保(水道工務課)

取組	<p>&lt;水道施設の耐震化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設・管路の更新、耐震化等を計画的に実施するとともに、病院や学校といった重要給水施設につながる管路を優先的に耐震化する。</li> </ul> <p>&lt;水道の早期復旧&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道(用水供給)事業者間や民間企業との連携を図る。</li> </ul> <p>&lt;飲料水の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置しているあんしん給水栓(注)や市内の応急給水拠点等を活用した応急給水活動により確保に努める。</li> <li>・応急給水施設密度の低い地域に耐震性緊急貯水槽を整備するとともに、災害用の備蓄水や資機材を確保し、断水を想定した各種訓練を実施する。</li> </ul> <p>(注)あんしん給水栓:地震等による災害により水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、生活用の飲料水や医療用水等を応急給水するための施設で、大阪広域水道企業団の送水管上に設置されているもの。</p>		
	目 標		
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
<p>○配水池の耐震化率 48.7%</p> <p>○全管路の耐震適合率41.7%</p> <p>○耐震性緊急貯水槽 1基</p> <p>○可搬型発電機 1台</p> <p>○給水車 1台</p> <p>(令和元年度末時点)</p>	<p>○配水池の耐震化率 48.7%</p> <p>○全管路の耐震適合率 47%</p> <p>○耐震性緊急貯水槽 2基</p> <p>○可搬型発電機 1台</p> <p>○給水車 1台</p> <p>○応急給水タンク 11基</p> <p>(令和6年度末時点)</p>	<p>○配水池の耐震化率 51.5%</p> <p>○全管路の耐震適合率 51%</p> <p>○耐震性緊急貯水槽 2基</p> <p>○可搬型発電機 1台</p> <p>○給水車 1台</p> <p>○応急給水タンク 11基</p> <p>(令和10年度末時点)</p>	
関連計画	柏原市水道事業ビジョン(2019-2028)		

(事前に備えるべき目標)

6. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(起きてはならない最悪の事態)

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

(必要な取組み)

① ライフライン事業者との連携(危機管理課)

取組	・災害時のライフラインにおける被害拡大防止、安定供給及び迅速な応急復旧を行うため、平常時からガス・電気・通信等のライフラインを管理する各事業者との情報交換や連携を推進する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○ガス事業者との間に災害時における後方支援活動拠点の使用及び情報提供に関する協定を締結 ○ガス事業者、電気事業者との間にホットラインを開設し、災害時の迅速な情報共有を図る。	○迅速かつ的確な応急復旧を実施するため、平時からライフライン事業者との連絡・協力体制を確保する。	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	



(起きてはならない最悪の事態)

## 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(必要な取組み)

### ①【再掲】 水道施設の耐震化、水道の早期復旧及び飲料水の確保(水道工務課)

取組	<p>&lt;水道施設の耐震化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設・管路の更新、耐震化等を計画的に実施するとともに、病院や学校といった重要給水施設につながる管路を優先的に耐震化する。</li> </ul> <p>&lt;水道の早期復旧&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道(用水供給)事業者間や民間企業との連携を図る。</li> </ul> <p>&lt;飲料水の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置しているあんしん給水栓(注)や市内の応急給水拠点等を活用した応急給水活動により確保に努める。</li> <li>応急給水施設密度の低い地域に耐震性緊急貯水槽を整備するとともに、災害用の備蓄水や資機材を確保し、断水を想定した各種訓練を実施する。</li> </ul> <p>(注)あんしん給水栓:地震等による災害により水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、生活用の飲料水や医療用水等を応急給水するための施設で、大阪広域水道企業団の送水管上に設置されているもの。</p>		
	目 標		
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○配水池の耐震化率 48.7%</li> <li>○全管路の耐震適合率41.7%</li> <li>○耐震性緊急貯水槽 1基</li> <li>○可搬型発電機 1台</li> <li>○給水車 1台</li> </ul> <p>(令和元年度末時点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配水池の耐震化率 48.7%</li> <li>○全管路の耐震適合率 47%</li> <li>○耐震性緊急貯水槽 2基</li> <li>○可搬型発電機 1台</li> <li>○給水車 1台</li> <li>○応急給水タンク 11基</li> </ul> <p>(令和6年度末時点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配水池の耐震化率 51.5%</li> <li>○全管路の耐震適合率 51%</li> <li>○耐震性緊急貯水槽 2基</li> <li>○可搬型発電機 1台</li> <li>○給水車 1台</li> <li>○応急給水タンク 11基</li> </ul> <p>(令和10年度末時点)</p>	
関連計画	柏原市水道事業ビジョン(2019-2028)		

(起きてはならない最悪の事態)

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(必要な取組み)

#### ① し尿及び浄化槽汚泥の適正処理(環境対策課)

取組	・地震発生後に、備蓄トイレ等を活用し仮設トイレの設置・管理をする。また、関係団体や大阪府に協力を要請し、し尿の適切な収集・処理の体制を確保する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握 ○し尿の発生量の推計 ○し尿収集業者の人員・車両等の被害状況の確認	⇒	
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

②【再掲】 公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進(下水工務課)

取組	・浸水被害の軽減に向け、管路施設や雨水ポンプ場施設などの下水道施設の計画的な維持管理を推進し、必要に応じて改築更新工事を実施する。		
現 状	目 標		
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○管路施設の計画的な点検・調査を実施し、必要に応じて対策工事を実施	○管路施設の計画的な点検・調査を実施 目視及び管口カメラによる点検で異常が確認された場合は、管内目視及びカメラ調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施		
○雨水ポンプ場施設の計画的な点検・調査を実施し、更新工事の優先順位を定めている。	○雨水ポンプ場施設の計画的な点検・調査を実施 点検で異常が確認された場合は、調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施 ※電気及び機械設備等は目標耐用年数を目途に改築更新工事を検討		
	電気及び機械設備等の更新 工事実施箇所 ①電気設備等の更新工事 ・国分第2雨水ポンプ場 ・国分市場第1雨水ポンプ場 ②機械設備等の更新工事 ・国分第1雨水ポンプ場 ・国分第2雨水ポンプ場 ・国分市場第1雨水ポンプ場	電気及び機械設備等の更新 工事実施箇所 ①電気設備等の更新工事 ・国分第2雨水ポンプ場 ②機械設備等の更新工事 ・国分第1雨水ポンプ場 ・国分第2雨水ポンプ場	
関連計画	柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市公共下水道第8次五箇年計画(令和3年3月予定) 柏原市下水道ストックマネジメント計画(令和2年3月)		

③【再掲】 公共下水道(汚水)施設の整備及び老朽化対策の推進(下水工務課)

取組	<p>・大規模自然災害により、管路施設や汚水マンホールポンプ場などの損傷により汚水の適切な処理が出来なくなれば、公衆衛生環境の悪化、トイレの使用控えによる健康被害の拡大などが想定されるため、被災時においても汚水処理を行えるよう、公共下水道(汚水)整備の事業推進、必要に応じて改築更新工事を実施する。</p>		
現 状	目 標		
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
<p>○公共下水道(汚水)整備の事業推進          ≪公共下水道汚水処理人口普及率≫          87.5%(令和元年度末)</p>	<p>○公共下水道(汚水)整備の事業推進          ≪公共下水道汚水処理人口普及率≫          約89%(令和6年度末)</p>	<p>○公共下水道(汚水)整備の事業推進          ≪公共下水道汚水処理人口普及率≫          約91%(令和11年度末)</p>	
<p>○管路施設の計画的な点検・調査を実施し、必要に応じて対策工事を実施</p>	<p>○管路施設の計画的な点検・調査を実施          目視及び管口カメラによる点検で異常が確認された場合は、管内目視及びカメラ調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施</p>		
<p>○汚水マンホールポンプ場の点検(毎年全箇所)          点検で異常が確認された場合は、原因調査を行い、更新工事を実施</p>	<p>○汚水マンホールポンプ場の点検(毎年全箇所)          点検で異常が確認された場合は、原因調査を行い、更新工事を実施</p>		
関連計画	<p>柏原市地域防災計画(平成27年9月)          柏原市公共下水道第8次五箇年計画(令和3年3月予定)          柏原市下水道ストックマネジメント計画(令和2年3月)</p>		

(起きてはならない最悪の事態)

#### 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(必要な取組み)

##### ①【再掲】 道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

取組	・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険個所には必要な対策の推進を図る。	
	・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき、補強計画を策定し、耐震性の向上を図る。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○橋梁長寿命化修繕計画の策定(平成25年12月) ○横断歩道橋長寿命化修繕計画の策定(平成31年3月) ○舗裝修繕計画の策定(平成31年3月)	○橋梁長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施 ○横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施 ○舗裝修繕計画に基づく適正管理の実施	⇒
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年12月) 柏原市横断歩道橋長寿命化修繕計画(平成31年3月) 柏原市舗裝修繕計画(平成31年3月)	

②【再掲】 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図るとともに、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る。</li> <li>・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る。</li> <li>・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る。</li> </ul>		
	目 標		
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○都市計画道路整備率 21%	○都市計画道路整備率 24%	○都市計画道路整備率 25%	
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市道路の整備に関するプログラム		

③【再掲】 迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

取組	・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開(注)による通行機能の確保に向け、緊急時の体制等の充実を図る。 (注)道路啓開:被災地との緊急輸送を確保するため、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。		
	目 標		
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○道路啓開用資機材の整備 ○応急点検体制の整備	○被害状況調査及び安全点検を実施するための人材確保を図る。 ○応急対応時に備えた民間事業者との協力体制の充実を図る。	⇒	
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)		

(起きてはならない最悪の事態)

## 6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶

(必要な取組み)

### ① 水道水源の相互融通(水道工務課)

取組	・水道水源の約3割は淀川を水源とした大阪広域水道企業団の企業団水、約7割は地下水を水源とした柏原市の自己水で賄われており、これら2つの水源や隣接水道事業体との相互融通による断水範囲の最小化について検討する。	
	現 状	目 標
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○企業団水と自己水、柏原市・八尾市・羽曳野市との間で非常時に一定の相互融通が可能となる水道管は整備されている。	○施設の更新や統廃合、広域化と併せて、更なる相互融通による断水範囲の最小化について検討する。	
関連計画	柏原市水道事業ビジョン2019-2028	



(事前に備えるべき目標)

## 7. 制御不能な二次災害を発生させない

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

(必要な取組み)

#### ①【再掲】 消防水利の確保対策(柏原羽曳野藤井寺消防組合・危機管理課)

取組	・地震火災による被害軽減のため、消火栓全断水時に使用可能な消防用水を確保する。	
	現 状	目 標
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○「消火栓全断水時の消防活動マニュアル」を策定し、消火栓以外の消防水利による消防活動計画を定める。	○消防組合は消防水利が不足している地域を選定する。 ○危機管理課は消火栓以外の消防水利が不足している地域への防火水槽設置に努める。	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 消火栓全断水時の消防活動マニュアル	

## ②【再掲】 消防団の機能強化(危機管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域防災の中核を担う消防団について、防災資機材や安全装備の充実を進めるとともに、大規模災害を想定した訓練を取り入れることにより消防団の機能強化を図る。</li> <li>・消防団員を確保するため、消防団活動PRを広く行うなど、加入促進の取組みを継続して行う。</li> </ul> <p>また、災害時の多様なニーズに対応するため、消防団女性分団を設立し、災害対応の後方支援や火災予防、応急手当の啓発を進める。</p>	
	現状	目標
	2020～2024年度 (令和2～6年度)	2025～2029年度 (令和7～11年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○火災や地震等の大規模災害を想定した訓練の実施</li> <li>○災害対応に必要なとなる装備・資機材の充実</li> <li>○柏原市消防団(本部及び5分団) 消防団員132名(うち女性2名) ※条例定数140名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対応訓練の継続実施</li> <li>○装備・資機材の充実・更新 トランシーバー、エンジンカッター、チェーンソーの配備</li> <li>○消防団員140名の確保及び女性分団の設置</li> </ul>	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

## ③【再掲】 防災空間の確保(都市政策課・都市管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時における避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施のため、避難地等となる都市公園の整備の推進を図るとともに、広域避難地として指定されている大和川右岸河川広場の防災、減災機能の充実を図る。</li> </ul> <p>オープンスペースとして、応急救助活動や応急物資集積の基地、ヘリポートとして活用可能な施設整備を図る。</p>	
	現状	目標
	2020～2024年度 (令和2～6年度)	2025～2029年度 (令和7～11年度)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○大和川右岸河川敷広場(大和川河川敷緑地公園、高井田河川敷運動広場)計2.6haを広域避難地として指定</li> <li>○広域避難場所3箇所(大和川右岸河川敷広場含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大和川右岸河川敷広場(大和川河川敷緑地公園、高井田河川敷運動広場)の整備の検討</li> </ul>	⇒
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市緑の基本計画(平成13年3月)	

(起きてはならない最悪の事態)

## 7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

(必要な取組み)

### ①【再掲】 道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険個所には必要な対策の推進を図る。</li> <li>・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき、補強計画を策定し、耐震性の向上を図る。</li> </ul>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○橋梁長寿命化修繕計画の策定(平成25年12月) ○横断歩道橋長寿命化修繕計画の策定(平成31年3月) ○舗裝修繕計画の策定(平成31年3月)	○橋梁長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施 ○横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施 ○舗裝修繕計画に基づく適正管理の実施	⇒
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年12月) 柏原市横断歩道橋長寿命化修繕計画(平成31年3月) 柏原市舗裝修繕計画(平成31年3月)	

②【再掲】 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図るとともに、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る。</li> <li>・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る。</li> <li>・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る。</li> </ul>		
	目 標		
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○都市計画道路整備率 21%	○都市計画道路整備率 24%	○都市計画道路整備率 25%	
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市道路の整備に関するプログラム		

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-3 ため池、ダム、防災施設、排水ポンプ等の崩壊・機能不全による二次災害の発生

(必要な取組み)

#### ①【再掲】ため池の防災・減災対策(都市管理課)

取組	・自然災害から人命・財産を守るため、ため池などの農業用施設の防災・減災対策を推進する。	
	・「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」に基づき、対象ため池の耐震診断を計画的に実施するとともに、診断結果を踏まえ必要な耐震対策を検討する。	
・ソフト対策として、対象ため池に係るハザードマップの作成を行う。		
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○耐震診断の実施 4箇所(水防ため池) ○ハザードマップの作成 4箇所(水防ため池)	○対象ため池耐震診断の実施 ※対象ため池が追加された場合 ○ため池ハザードマップの作成 ※対象ため池が追加された場合	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 大阪府ため池防災・減災アクションプラン	

②【再掲】 公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進(下水工務課)

取組	・浸水被害の軽減に向け、管路施設や雨水ポンプ場施設などの下水道施設の計画的な維持管理を推進し、必要に応じて改築更新工事を実施する。		
現 状	目 標		
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○管路施設の計画的な点検・調査を実施し、必要に応じて対策工事を実施	○管路施設の計画的な点検・調査を実施 目視及び管口カメラによる点検で異常が確認された場合は、管内目視及びカメラ調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施		
○雨水ポンプ場施設の計画的な点検・調査を実施し、更新工事の優先順位を定めている。	○雨水ポンプ場施設の計画的な点検・調査を実施 点検で異常が確認された場合は、調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施 ※電気及び機械設備等は目標耐用年数を目途に改築更新工事を検討		
	電気及び機械設備等の更新 工事実施箇所 ①電気設備等の更新工事 ・国分第2雨水ポンプ場 ・国分市場第1雨水ポンプ場 ②機械設備等の更新工事 ・国分第1雨水ポンプ場 ・国分第2雨水ポンプ場 ・国分市場第1雨水ポンプ場	電気及び機械設備等の更新 工事実施箇所 ①電気設備等の更新工事 ・国分第2雨水ポンプ場 ②機械設備等の更新工事 ・国分第1雨水ポンプ場 ・国分第2雨水ポンプ場	
関連計画	柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市公共下水道第8次五箇年計画(令和3年3月予定) 柏原市下水道ストックマネジメント計画(令和2年3月)		

### ③【再掲】 迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

取組	・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開(注)による通行機能の確保に向け、緊急時の体制等の充実を図る。 (注)道路啓開:被災地との緊急輸送を確保するため、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○道路啓開用資機材の整備 ○応急点検体制の整備	○被害状況調査及び安全点検を実施するための人材確保を図る。 ○応急対応時に備えた民間事業者との協力体制の充実を図る。	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

(起きてはならない最悪の事態)

### 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(必要な取組み)

#### ① 山地災害対策の促進(産業振興課)

取組	・民有林を対象として、土砂の流出防止、土砂の崩壊防止等、森林の防災機能向上を目的に、治山施設、荒廃森林の整備等を計画的に進めていく。近年、局地的な集中豪雨が多発し、市内でも山地災害や流木災害による被害の拡大が懸念されていることから、樹木間伐の実施、溪流沿いにおける危険木の除去等、予防的対策を推進する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○柏原市森林整備計画の作成(令和2年3月)	○計画的な森林整備と災害予防対策の推進	⇒
関連計画	柏原市森林整備計画(令和2年3月)	



(起きてはならない最悪の事態)

## 7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(必要な取組み)

### ① 正しい情報発信(秘書広報課・産業振興課)

取組	・災害発生後の風評被害を防ぐため、国及び大阪府と連携し、科学的根拠に基づいて特産品等の適正な流通の促進のための広報活動を行う。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○大規模自然災害に伴う風評被害に対しては関係部局とともに情報収集に努め、対応策を検討する。	⇒	
関連計画		

(事前に備えるべき目標)

## 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(起きてはならない最悪の事態)

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(必要な取組み)

#### ① 災害廃棄物の適正処理(環境対策課)

取組	・迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、災害廃棄物の発生量を把握し、選別・保管・焼却等のために、長期間仮置きが可能な場所の確保、最終処分までの処理ルートを検討する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○災害廃棄物等の処理に関する基本協定締結 (令和元年 9 月) ○災害廃棄物対策指針(環境省)に準じ、柏羽藤環境事業組合、羽曳野市、藤井寺市、他の市町村、関係団体が連携して処理体制を構築	○仮置き場候補地の選定及び整備	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月) 一般廃棄物処理基本計画(平成22年1月) 災害廃棄物処理計画(平成20年3月)	

(起きてはならない最悪の事態)

8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(必要な取組み)

①【再掲】迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

取組	・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開(注)による通行機能の確保に向け、緊急時の体制等の充実を図る。 (注)道路啓開:被災地との緊急輸送を確保するため、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。	
	現 状	目 標
	2020~2024 年度 (令和 2~6 年度)	2025~2029 年度 (令和 7~11 年度)
○道路啓開用資機材の整備 ○応急点検体制の整備	○被害状況調査及び安全点検を実施するための人材確保を図る。 ○応急対応時に備えた民間事業者との協力体制の充実を図る。	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

(起きてはならない最悪の事態)

### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(必要な取組み)

#### ① 災害ボランティア対策(福祉総務課・社会教育課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者支援の活躍が期待される災害ボランティアのマンパワーを確保するため、災害ボランティア事務局となる柏原市社会福祉協議会との連携体制を構築し、その充実を図る。</li> <li>市内の社会教育関係団体との連絡・協力ネットワークを活用することにより、災害ボランティアの募集について協力を依頼する関係作りを行う。</li> </ul>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○柏原市社会福祉協議会との間に災害時におけるボランティア活動に関する協定締結(平成25年4月)</p> <p>○災害ボランティアの募集について連絡・協力ネットワークを活用して、常時協力を依頼できる体制を構築</p>	<p>○柏原市社会福祉協議会と連携し、ボランティアスタッフとの充実とスキルアップを図る。</p> <p style="text-align: center;">⇒</p>	⇒
関連計画	第3次柏原市地域福祉計画(平成27年3月)	

#### ② 柏原市区長会、自治会及び町会との連絡体制の充実(地域連携支援課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害からの早期復旧・復興を図るためには、地域コミュニティの要となる区長会、自治会及び町会と協力して取組むことが不可欠であり、平時から防災・防犯に係る情報の共有や、地域からの相談対応を行うための連絡体制を充実させる。</li> </ul>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○地域担当職員を各地域に配置して、各区長との情報共有や相談対応を実施し、定期的なコミュニケーションを図っている。</p>	<p>○左記の取組みを継続して充実させる。</p>	⇒
関連計画	柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月)	

③【再掲】 良好な環境を確保した避難所運営体制の確保(危機管理課)

取組	・指定避難所を情報・物資・医療等の支援拠点と位置づけ、自助・共助・公助の役割に応じて要配慮者等に配慮した避難所の運営体制や環境整備、保健師等の派遣、福祉サービスの提供など、被災者の心身の健康を守り、良好な生活環境を確保した避難所運営体制を構築する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○指定避難所29箇所における環境整備 ○避難所運営マニュアルに基づく運営体制の検討	○段ボールベッド等を各避難所に配備し、要配慮者の生活環境向上に向けた取組みを推進 ○避難所運営が長期化した場合の運営体制の検討	○避難所担当職員・施設管理者・住民が協働で運営するための避難所運営訓練を実施
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

④【再掲】 地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(危機管理課)

取組	・地域住民が自助・共助の考え方に基づいて実施する自主防災訓練(初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導など)の活動を支援し、地域防災力の強化を図る。 ・「避難所運営マニュアル」を作成し、地域自主防災組織と共有することにより、大規模災害時に市職員・施設管理者・自主防災組織が相互に連携した形で円滑に避難所運営ができるよう取組みを推進する。	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○大阪府と連携し、自主防災リーダー養成研修の実施 ○自主防災訓練の活動支援 ○避難所運営マニュアル(初動期編)の作成	○地域の防災リーダーを育成するための研修・訓練の実施 ○避難所運営マニュアル(全体編)の作成 ○避難所運営マニュアルに基づく避難所開設・運営訓練の実施	⇒ ○避難所開設・運営訓練の実施と検証 ○地域に応じた避難所運営マニュアルの改訂などの実施
関連計画	柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市避難所運営マニュアル(平成28年3月)	

⑤【再掲】 福祉避難所の充実(福祉総務課・高齢介護課・障害福祉課・健康福祉課)

取組	・指定避難所において自立的生活や適切な処遇が確保できない要配慮者の避難生活支援を目的に市内 3 箇所の福祉避難所を二次的避難所として指定しているが、対応する職員や資器材等の不足が想定され、民間社会福祉事業者の協力を得ながら福祉避難所の充実を図る。 ・福祉避難所施設が不足する場合に備えて、市内の社会福祉施設へ緊急一時的な受入れができるよう体制を整備する。	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○指定福祉避難所:3箇所 ○柏原市民間社会福祉施設連絡会との間に災害時の臨時福祉避難所等に関する協力協定締結(令和2年3月)	○福祉避難所における資器材等の充実 ○民間社会福祉事業者と災害時の協力協定を締結し、臨時避難所施設や介助職員の確保に向けた取組みの推進	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑥【再掲】 被災者の巡回健康相談体制の確保(健康福祉課)

取組	・大阪府と連携し、災害発生後に避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、福祉避難所、応急仮設住宅等において、医師、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○大阪府が開催する市の保健師を対象とした健康危機管理研修の参加(1回/年)	○大阪府と連携し、健康危機管理研修への参加	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑦【再掲】被災者のこころのケア対策(健康福祉課)

取組	・大阪府藤井寺保健所や関係機関と連携を図り、災害発生時に恐怖や避難所での厳しい生活等による強度の不安、抑うつ、イライラ等のストレスやPTSD(注)に対応するため「こころのケア」を行うことができる人材の養成等、こころの健康に関する相談の実施体制を確保する。  (注)PTSD:心的外傷後ストレス障害。命の安全が脅かされるような出来事(天災、事故、犯罪、虐待等)によって強い精神的衝撃を受けることが原因で、著しい苦痛や生活機能に支障をきたすストレス障害	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○こころの健康相談を実施しており、同時に人材の養成も行っている。	○大阪府藤井寺保健所と連携し、こころの健康に関する相談の実施体制の確保に努める。	○左記の取組みを踏まえ、こころの健康に関する相談の実施体制の充実
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑧ 応急仮設住宅の早期供給体制の整備(都市管理課)

取組	・被災者の避難生活を支援するため、被災者が恒久住宅に移行するまで必要と見込まれる応急仮設住宅について、大阪府と連携して建設候補地の確保に向けた体制整備を行う。	
	目 標	
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
○応急仮設住宅候補地23箇所	○仮設住宅候補地の整備の検討及び優先順位の検討	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	



(起きてはならない最悪の事態)

## 8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(必要な取組み)

### ①【再掲】 水道施設の耐震化、水道の早期復旧及び飲料水の確保(水道工務課)

取組	<p>&lt;水道施設の耐震化&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設・管路の更新、耐震化等を計画的に実施するとともに、病院や学校といった重要給水施設につながる管路を優先的に耐震化する。</li> </ul> <p>&lt;水道の早期復旧&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後に、損傷した管路等の早期復旧を図るため、災害時の相互応援協定等を基本とした水道(用水供給)事業者間や民間企業との連携を図る。</li> </ul> <p>&lt;飲料水の確保&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震発生後の水道断水地域における飲料水については、大阪広域水道企業団が設置しているあんしん給水栓(注)や市内の応急給水拠点等を活用した応急給水活動により確保に努める。</li> <li>応急給水施設密度の低い地域に耐震性緊急貯水槽を整備するとともに、災害用の備蓄水や資機材を確保し、断水を想定した各種訓練を実施する。</li> </ul> <p>(注)あんしん給水栓:地震等による災害により水道施設が被害を受け、給水が停止した場合、生活用の飲料水や医療用水等を応急給水するための施設で、大阪広域水道企業団の送水管上に設置されているもの。</p>		
	目 標		
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○配水池の耐震化率 48.7%</li> <li>○全管路の耐震適合率41.7%</li> <li>○耐震性緊急貯水槽 1基</li> <li>○可搬型発電機 1台</li> <li>○給水車 1台</li> </ul> <p>(令和元年度末時点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配水池の耐震化率 48.7%</li> <li>○全管路の耐震適合率 47%</li> <li>○耐震性緊急貯水槽 2基</li> <li>○可搬型発電機 1台</li> <li>○給水車 1台</li> <li>○応急給水タンク 11基</li> </ul> <p>(令和6年度末時点)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○配水池の耐震化率 51.5%</li> <li>○全管路の耐震適合率 51%</li> <li>○耐震性緊急貯水槽 2基</li> <li>○可搬型発電機 1台</li> <li>○給水車 1台</li> <li>○応急給水タンク 11基</li> </ul> <p>(令和10年度末時点)</p>	
関連計画	柏原市水道事業ビジョン(2019-2028)		

②【再掲】 公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進(下水工務課)

取組	・浸水被害の軽減に向け、管路施設や雨水ポンプ場施設などの下水道施設の計画的な維持管理を推進し、必要に応じて改築更新工事を実施する。		
現 状	目 標		
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○管路施設の計画的な点検・調査を実施し、必要に応じて対策工事を実施	○管路施設の計画的な点検・調査を実施 目視及び管口カメラによる点検で異常が確認された場合は、管内目視及びカメラ調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施		
○雨水ポンプ場施設の計画的な点検・調査を実施し、更新工事の優先順位を定めている。	○雨水ポンプ場施設の計画的な点検・調査を実施 点検で異常が確認された場合は、調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施 ※電気及び機械設備等は目標耐用年数を目途に改築更新工事を検討		
	電気及び機械設備等の更新 工事実施箇所 ①電気設備等の更新工事 ・国分第2雨水ポンプ場 ・国分市場第1雨水ポンプ場 ②機械設備等の更新工事 ・国分第1雨水ポンプ場 ・国分第2雨水ポンプ場 ・国分市場第1雨水ポンプ場	電気及び機械設備等の更新 工事実施箇所 ①電気設備等の更新工事 ・国分第2雨水ポンプ場 ②機械設備等の更新工事 ・国分第1雨水ポンプ場 ・国分第2雨水ポンプ場	
関連計画	柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市公共下水道第8次五箇年計画(令和3年3月予定) 柏原市下水道ストックマネジメント計画(令和2年3月)		

③【再掲】 公共下水道(汚水)施設の整備及び老朽化対策の推進(下水工務課)

取組	<p>・大規模自然災害により、管路施設や汚水マンホールポンプ場などの損傷により汚水の適切な処理が出来なくなれば、公衆衛生環境の悪化、トイレの使用控えによる健康被害の拡大などが想定されるため、被災時においても汚水処理を行えるよう、公共下水道(汚水)整備の事業推進、必要に応じて改築更新工事を実施する。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○公共下水道(汚水)整備の事業推進          ≪公共下水道汚水処理人口普及率≫          87.5%(令和元年度末)</p>	<p>○公共下水道(汚水)整備の事業推進          ≪公共下水道汚水処理人口普及率≫          約89%(令和6年度末)</p>	<p>○公共下水道(汚水)整備の事業推進          ≪公共下水道汚水処理人口普及率≫          約91%(令和11年度末)</p>
<p>○管路施設の計画的な点検・調査を実施し、必要に応じて対策工事を実施</p>	<p>○管路施設の計画的な点検・調査を実施          目視及び管口カメラによる点検で異常が確認された場合は、管内目視及びカメラ調査を行い、必要に応じて改築更新工事を実施</p>	
<p>○汚水マンホールポンプ場の点検(毎年全箇所)          点検で異常が確認された場合は、原因調査を行い、更新工事を実施</p>	<p>○汚水マンホールポンプ場の点検(毎年全箇所)          点検で異常が確認された場合は、原因調査を行い、更新工事を実施</p>	
<p>関連計画</p>	<p>柏原市地域防災計画(平成27年9月)          柏原市公共下水道第8次五箇年計画(令和3年3月予定)          柏原市下水道ストックマネジメント計画(令和2年3月)</p>	

④【再掲】 迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

取組	<p>・地震発生後に、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開(注)による通行機能の確保に向け、緊急時の体制等の充実を図る。</p> <p>(注)道路啓開:被災地との緊急輸送を確保するため、最低1車線分の緊急車両の通行帯を確保すること。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○道路啓開用資機材の整備</p> <p>○応急点検体制の整備</p>	<p>○被害状況調査及び安全点検を実施するための人材確保を図る。</p> <p>○応急対応時に備えた民間事業者との協力体制の充実を図る。</p>	⇒
関連計画	柏原市地域防災計画(平成27年9月)	

⑤【再掲】 道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

取組	<p>・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険個所には必要な対策の推進を図る。</p> <p>・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき、補強計画を策定し、耐震性の向上を図る。</p>	
現 状	目 標	
	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)
<p>○橋梁長寿命化修繕計画の策定(平成25年12月)</p> <p>○横断歩道橋長寿命化修繕計画の策定(平成31年3月)</p> <p>○舗裝修繕計画の策定(平成31年3月)</p>	<p>○橋梁長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施</p> <p>○横断歩道橋長寿命化修繕計画に基づく適正管理の実施</p> <p>○舗裝修繕計画に基づく適正管理の実施</p>	⇒
関連計画	<p>第4次柏原市総合計画(平成23年6月)</p> <p>柏原市地域防災計画(平成27年9月)</p> <p>柏原市橋梁長寿命化修繕計画(平成25年12月)</p> <p>柏原市横断歩道橋長寿命化修繕計画(平成31年3月)</p> <p>柏原市舗裝修繕計画(平成31年3月)</p>	

⑥【再掲】 広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・混雑、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図るとともに、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る。</li> <li>・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る。</li> <li>・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る。</li> <li>・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る。</li> </ul>		
	目 標		
現 状	2020～2024 年度 (令和 2～6 年度)	2025～2029 年度 (令和 7～11 年度)	
○都市計画道路整備率 21%	○都市計画道路整備率 24%	○都市計画道路整備率 25%	
関連計画	第4次柏原市総合計画(平成23年6月) 柏原市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成31年3月) 柏原市地域防災計画(平成27年9月) 柏原市道路の整備に関するプログラム		

## 第6章 計画の推進と見直し

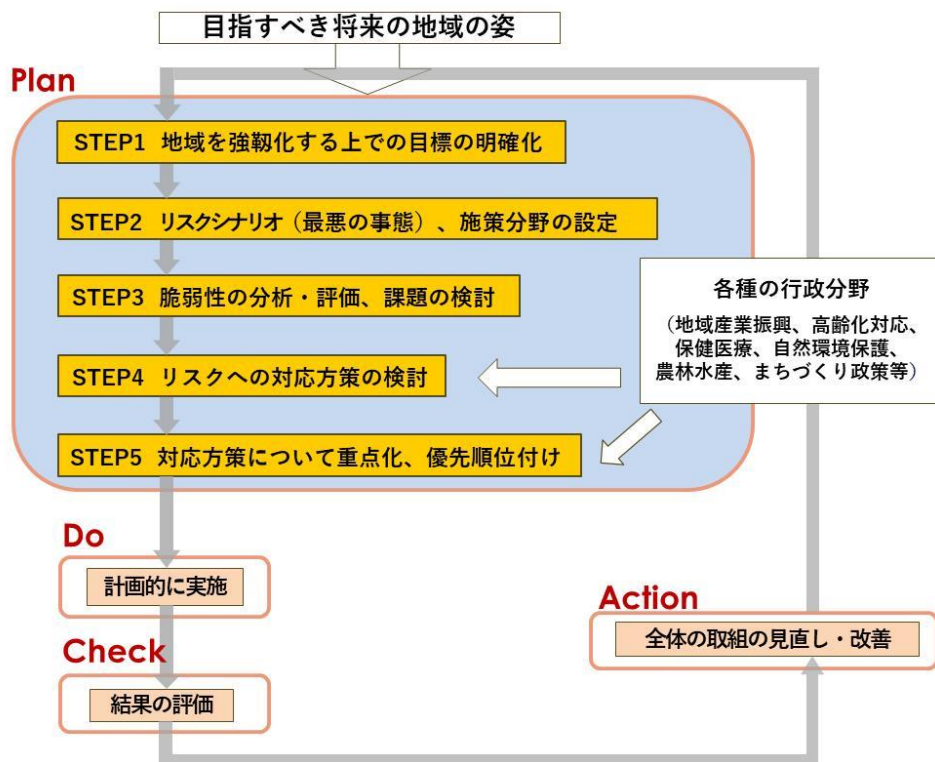
### 第1節 計画の推進体制

国土強靱化は、大規模自然災害等が発生しても、人命の保護が最大限図られ、様々な重要機能が機能不全に陥らず迅速な復旧復興を可能にするための事前対策であり、広範な部局の所掌にまたがっている。

したがって、本計画の推進にあたっては、全庁横断的な体制において調整を図りながら取組みを行うとともに、市のみならず、国や大阪府、近隣市町村等の行政機関、市民、民間事業者等の関係者と連携・協力しながら強靱化の取組みを推進する。

### 第2節 計画の進捗管理

本計画を総合的、計画的に進めるため、具体的な取組みの進捗状況を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行うなど、PDCAサイクルを繰り返すことにより取組みを推進させる。



出典：内閣官房国土強靱化推進室「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」

### 第3節 計画の見直し

---

本計画については、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間としているが、社会情勢の変化や基本法の変更、具体的な取組施策の進捗状況等を勘案し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うこととする。

また、本計画の見直しにあたっては、国・府の強靱化計画や関連する他の計画等の見直しの状況を考慮するとともに、見直し後の本計画を他の計画等に適切に反映させるなど、本計画と関係する他の計画との整合を図る。



## &lt;目次&gt;

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	
1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	3
1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	4
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	5
1-4 風水害・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり 市域の脆弱性が高まる事態	6
1-5 情報伝達等の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	7
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)	
2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	9
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	11
2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	11
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	13
2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	13
2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	14
2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	15
2-8 避難所環境の悪化に伴う災害関連死の発生	16
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1 役所機能の機能不全	18
3-2 行政機関(役所除く)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	19
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	
4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	20
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要なものに伝達できない事態	20
5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーン)を機能不全に陥らせない	
5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による地元企業の生産力低下	21
5-2 食糧等の安定供給の停滞	22

6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	
6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止	23
6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	23
6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	23
6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	24
6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶	25
7. 制御不能な二次災害を発生させない	
7-1 市街地での大規模火災の発生	26
7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺	26
7-3 ため池、ダム、防災施設、排水ポンプ等の崩壊・機能不全による二次災害の発生	27
7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	27
7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響	28
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	29
8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	29
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	29
8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	30

# 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 1-1 建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

### ①消防水利の確保対策(柏原羽曳野藤井寺消防組合・危機管理課)

・大規模地震では水道管の破損により消火栓が使用できない状況も懸念され、地震火災による被害軽減のため、消防水利が不足している地域については防火水槽を設置するなど、消火栓全断水時においても対応できる消防水利を確保する必要がある。

### ②救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上(柏原羽曳野藤井寺消防組合)

・大規模自然災害発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、必要となる救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき災害対応能力向上を図る必要がある。

### ③消防団の機能強化(危機管理課)

・大規模地震により被害が広範にわたる場合は、消火活動や被災者の救出・救護など、常備消防の対応が不足する事態が懸念され、大規模自然災害に対応するための教育訓練や防災資機材の充実、安定した活動を確保するための団員の入団促進など、消防団を中核とした地域防災力の強化に向けた取組みを推進する必要がある。

### ④ハザードマップ等の作成・普及啓発(危機管理課・都市開発課)

・大規模地震の発生時には消火活動や救出救護活動など広範な応急対策が必要となるが、防災関係機関の対応だけでは困難となることが懸念され、的確な避難行動につなげるため、住民等に対して災害等の知識、災害への備え、災害時の行動についての普及を図り、各種ハザードマップを周知する必要がある。

### ⑤地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(危機管理課)

・多様な災害時においても被害を防止・軽減するため、地域住民の自主的な活動(初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導など)ができる体制を整備する必要がある。  
・災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、市職員・施設管理者・自主防災組織の役割分担や連携方法を明確にしておく必要がある。

### ⑥文化財所有者・管理者の防災意識の啓発(文化財課)

・防災意識を高めるため、防災計画の作成、防災訓練の実施、地域住民との協力体制の構築等、非常時を想定した準備が必要である。  
・文化財被害を抑えるため、建物の耐震診断、耐震化、防災設備の設置、またそれらが充実した博物館への資料の寄託等、物理的に文化財を守る設備や関係機関との連携が必要である。  
・人的被害を抑えるため、的確な避難誘導と導線の確保、人命最優先の意識付け等、常時からの取組みが必要である。

⑦市有建築物の耐震化(施設所管課)

・地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、引き続き耐震化に取り組むことが必要である。

⑧民間住宅・建築物の耐震化の促進(都市開発課)

・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害を軽減するため、建築物所有者等が実施するシェルター等による部分耐震化を含む木造住宅の耐震化や、多数の者が利用する建築物等の耐震化を進めることが必要である。

また、ブロック塀等の安全対策や老朽建築物(耐震性の無い木造住宅)の除却についても検討を進めることが必要である。

⑨被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備(都市開発課)

・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成や判定体制の充実を図る必要がある。

⑩大規模盛土造成地マップの公表(都市開発課)

・災害の事前防止や被害の軽減につながるよう、大規模盛土造成地に関する情報提供に取り組むことが必要である。

⑪道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、耐震性の向上を図る必要がある。

## 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

①【再掲】市有建築物の耐震化(施設所管課)

・地震発生時に、市有建築物の被害を軽減し、市民・利用者の安全と市役所業務の継続性を確保するため、引き続き耐震化に取り組むことが必要である。

②学校施設の長寿命化(教育総務課)

・学校施設については、耐震化工事が100%完了しているが施設自体の老朽化が進んでおり、常時多数の児童・生徒が利用していることや、災害時には指定避難所としての用途に供することを踏まえ、計画に基づいて老朽化対策を実施し、学校施設の長寿命化を図る必要がある。

### ③【再掲】民間住宅・建築物の耐震化の促進(都市開発課)

・地震発生時に、民間住宅・建築物の被害を軽減するため、建築物所有者等が実施するシェルター等による部分耐震化を含む木造住宅の耐震化や、多数の者が利用する建築物等の耐震化を進めることが必要である。

また、ブロック塀等の安全対策や老朽建築物(耐震性の無い木造住宅)の除却についても検討を進めることが必要である。

### ④【再掲】被災民間建築物・宅地の危険度判定体制の整備(都市開発課)

・地震発生時に、余震等による被災建築物や宅地における二次災害を防止するため、被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成や判定体制の充実を図る必要がある。

### ⑤公共施設の老朽化対策(公有財産マネジメント課)

・老朽化が進む公共施設については、地震による倒壊被害が懸念され、その軽減を図るため平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、令和2年度に策定予定の個別施設計画から建物診断調査の結果を総合的に判断し、長寿命化を図る予定の建物に対して耐震補強、大規模改修又は建替更新の実施方針を検討し、公共施設の老朽化対策を推進する必要がある。

## 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

### ①公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進(下水工務課)

・大規模自然災害による、管路施設や雨水ポンプ場施設などの下水道施設損壊に伴う浸水被害が想定されるため、下水道施設の計画的な老朽化対策、維持管理に取り組む必要がある。

### ②豪雨時のアンダーパス部における冠水対策(都市管理課)

・市内の市道アンダーパス部には、冠水対策を必要とする箇所が2箇所あり、各箇所には排水ポンプを設置し、排水ポンプの保守点検を行っているが、冠水警告灯の設置などの注意喚起対策の実施が必要である。

## 1-4 風水害・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市域の脆弱性が高まる事態

### ①ため池の防災・減災対策の促進(都市管理課)

・本市域には、ため池が30池あり、うち水防ため池4箇所について、耐震診断及びハザードマップの作成は完了しているが、ため池に関する法令や関係通知に準じ、大阪府や各ため池管理者などと連携して、必要な対策を促進していく必要がある。

### ②土砂災害・治水対策(都市政策課・都市管理課)

・大阪府と連携し、土砂災害対策などの施設整備の推進を図る必要がある。

・土砂災害の影響が懸念される市の管理する道路において、通行機能の確保のため、道路防災対策の推進を図る必要がある。

・国、大阪府と連携し、土砂災害特別警戒区域内の住宅等に対する移転や補強への補助制度活用の促進を図る必要がある。

・氾濫が発生することを前提として、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」の再構築に向け、国や大阪府、沿川自治体などの関係機関が相互に連携し、対策を一時的かつ計画的に推進する必要がある。

### ③住民等に対する的確な避難情報の判断・伝達(危機管理課)

・風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるように「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を常に最新の知見を反映できるよう整備し、マニュアルに沿った運用を徹底する必要がある。

### ④要配慮者利用施設における避難体制の確保(危機管理課・福祉指導監査課・健康福祉課・高齢介護課・障害福祉課・学務課・こども育成課)

・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の管理者等は、自然災害発生時に迅速かつ円滑に避難できるよう避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施が義務付けられたため、早期に避難体制の確保が図れるよう支援する必要がある。

### ⑤【再掲】公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進(下水工務課)

・大規模自然災害による、管路施設や雨水ポンプ場施設などの下水道施設損壊に伴う浸水被害が想定されるため、下水道施設の計画的な老朽化対策、維持管理に取り組む必要がある。



## 1-5 情報伝達等の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

### ①【再掲】豪雨時のアンダーパス部における冠水対策(都市管理課)

・市内の市道アンダーパス部には、冠水対策を必要とする箇所が2箇所あり、各箇所には排水ポンプを設置し、排水ポンプの保守点検を行っているが、冠水警告灯の設置などの注意喚起対策の実施が必要である。

### ②【再掲】住民等に対する的確な避難情報の判断・伝達(危機管理課)

・風水害・土砂災害に関する的確な避難勧告等の判断及び住民への情報伝達ができるように「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を常に最新の知見を反映できるよう整備し、マニュアルに沿った運用を徹底する必要がある。

### ③多様な情報伝達手段の運用(危機管理課・秘書広報課)

・災害発生時に必要な災害情報を広く確実に伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、防災行政無線、緊急速報メール、市ウェブサイト、SNS等を整備しているが、さらなる普及を図るとともに、非常時においても的確に運用できるよう職員への定期的な研修の実施など、体制を維持する必要がある。

・緊急地震速報など特に緊急性の高い情報についても全国瞬時警報システム(J-ALERT)の安定的な運用を図り、より広く伝達できるよう多重化の取組みを推進する必要がある。

### ④【再掲】要配慮者利用施設における避難体制の確保(危機管理課・福祉指導監査課・健康福祉課・高齢介護課・障害福祉課・学務課・こども育成課)

・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設の管理者等は、自然災害発生時に迅速かつ円滑に避難できるよう避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施が義務付けられたため、早期に避難体制の確保が図れるよう支援する必要がある。

### ⑤学校における防災教育の充実(指導課)

・小学校で令和2年度に全面実施となった(中学校では令和3年度から実施)新しい学習指導要領において防災教育が位置付けられた。その実施に伴い、文部科学省がめざす『「生きる力」を育む防災教育』の実践を進めていく必要がある。

### ⑥学校における避難訓練の徹底(指導課)

・児童・生徒が自らの命を守るために避難訓練を実施しているが、近年、毎年のように起こる水災害についての避難訓練を法律に基づく形で必須として実施する必要がある。

### ⑦市立柏原病院の避難体制の確保(医事総務課)

・情報伝達等の不備により避難体制の構築が遅れると、入院及び外来患者の逃げ遅れに直結するため、迅速かつ円滑に避難できるよう、医療スタッフによる対策マニュアルの作成と避難訓練の継続実施が必要である。



⑧「避難行動要支援者」支援の充実(福祉総務課・高齢介護課・障害福祉課)

・高齢者、障がい者等の避難行動要支援者は、自らの力で避難することが困難であり、今後も高齢化・家族関係の希薄化が懸念されることから、避難行動要支援者の継続的な情報把握と、確実な避難に向けて地域ぐるみの互助の取組みを推進することが必要である。

## 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急・医療活動等が迅速に行なわれる

(それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

#### ①医薬品、医療用資器材の供給(健康福祉課・医事総務課)

・医薬品等の早期確保につながるよう災害時における医療救護活動に関する協定(医師会、歯科医師会、薬剤師会)を締結しているが、引き続き医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量の確保と供給体制の維持を図る必要がある。

#### ②迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

・大規模地震が発生した場合は、深刻な交通障害が発生すると想定されるため、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や地元建設業者との協力体制の確立が必要である。

#### ③【再掲】道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、耐震性の向上を図る必要がある。

#### ④広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

・避難、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図る必要がある。

なお、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る必要がある。

・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る必要がある。

・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る必要がある。

・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る必要がある。

・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

#### ⑤避難所用備蓄物資の充実(危機管理課)

・大阪府及び府内市町村で構成する大阪府域救援物資対策協議会により、各市町村における最大被害想定や必要な物資、物資量等について検討を行った結果、生駒断層帯地震を最大被害想定とし、想定避難所生活者数である11,000人1日分の食料品等を大阪府と共同で備蓄していく必要がある。

また、近年の災害対応で得た教訓から、新たに備蓄が必要となる物資についても備蓄の検討を進める必要がある。

⑥生活必需品の家庭備蓄の啓発(危機管理課・経営総務課)

・大規模災害により市内全域が被災した場合、避難所用の備蓄物資だけでは不十分であり、また、店舗等の閉鎖により生活必需品を調達することが困難になるため、平時から家庭内で食料・飲料水等の生活必需品を備蓄しておくよう、地域自主防災訓練等の場で住民に対して啓発する必要がある。

⑦受援体制の整備(危機管理課)

・大規模自然災害により、本市単独で迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の災害応急対策が実施できない場合には、外部機関からの支援を円滑に受入れることが必要不可欠であり、本市では平成31年3月に作成した柏原市受援計画に基づく受入れ体制の整備が必要である。

⑧民間事業者等と連携した物資調達・供給体制の構築(危機管理課)

・発災直後に食料・飲料水等を迅速に避難者へ配布できない事態や、避難生活期に生活必需品等が安定して供給できない事態が懸念されるため、民間事業者との間に物資供給に関する協定を締結しているが、共同で訓練を実施するなど連携を深める取組みや、新たな協定締結先の検討など物資の調達・供給体制を構築する必要がある。

⑨水道施設の耐震化、水道の早期復旧及び飲料水の確保(水道工務課)

・地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、水道施設・管路の更新・耐震化を計画的に実施するとともに、地震発生後に損傷した管路等の早期復旧を図るため、関係する各団体と災害時の相互応援協定等による連携が必要である。

・また、地震発生後の水道断水地域において、飲料水が迅速に確保できるよう、応急給水体制の充実に取り組む必要がある。

## 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

### ①【再掲】道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

- ・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。
- ・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、耐震性の向上を図る必要がある。

### ②【再掲】広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

- ・避難、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図る必要がある。  
なお、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る必要がある。
- ・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る必要がある。
- ・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る必要がある。
- ・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る必要がある。
- ・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

### ③【再掲】迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

- ・大規模地震が発生した場合は、深刻な交通障害が発生すると想定されるため、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や地元建設業者との協力体制の確立が必要である。

## 2-3 自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

### ①緊急消防援助隊受入れ体制の強化(柏原羽曳野藤井寺消防組合)

- ・地震発生後に市民の救出救助活動に従事する消防体制を強化するため、国(消防庁)の支援による、全国からの緊急消防援助隊について、拠点の整備や受入れを想定した訓練の実施など、受入れ体制を確保しておく必要がある。

### ②救出救助活動体制の充実強化(柏原羽曳野藤井寺消防組合)

- ・大規模自然災害では、効果的な情報収集と救出救助活動が求められるため、活動に必要な資機材を充実するとともに、迅速な初期活動を確立し、被災者の救出救助活動にあたる必要がある。

③消防庁舎の適正配置及び耐震化をはじめとする消防力の充実強化(柏原羽曳野藤井寺消防組合)

・地震災害は発生直後から多数の火災をはじめ、救助・救急事案の発生が予測されるほか、道路・水道等の機能障害などが伴う複合災害につながる懸念され、災害即応が可能な防災拠点として機能し得るよう、消防庁舎の再整備や消防車両等の最新化により、消防力を充実強化する必要がある。

④【再掲】救急救命士・指導救命士の養成・災害対応能力向上(柏原羽曳野藤井寺消防組合)

・大規模自然災害発生時に救急救命活動を的確に行う体制を強化するため、必要となる救急救命士を計画的に養成するとともに、消防庁の指針に基づき災害対応能力向上を図る必要がある。

⑤【再掲】消防団の機能強化(危機管理課)

・大規模地震により被害が広範にわたる場合は、消火活動や被災者の救出・救護など、常備消防の対応が不足する事態が懸念され、大規模自然災害に対応するための教育訓練や防災資機材の充実、安定した活動を確保するための団員の入団促進など、消防団を中核とした地域防災力の強化に向けた取組みを推進する必要がある。

⑥【再掲】地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(危機管理課)

・多様な災害時においても被害を防止・軽減するため、地域住民の自主的な活動(初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導など)ができる体制を整備する必要がある。  
・災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、市職員・施設管理者・自主防災組織の役割分担や連携方法を明確にしておく必要がある。

⑦【再掲】受援体制の整備(危機管理課)

・大規模自然災害により、本市単独で迅速かつ円滑に被災者に対する救助等の災害応急対策が実施できない場合には、外部機関からの支援を円滑に受入れることが必要不可欠であり、本市では平成31年3月に作成した柏原市受援計画に基づく受入れ体制の整備が必要である。

⑧【再掲】道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。  
・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、耐震性の向上を図る必要がある。

⑨【再掲】広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

・避難、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図る必要がある。

なお、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る必要がある。

・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る必要がある。

・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る必要がある。

- ・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る必要がある。
- ・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

#### ⑩防災空間の確保(都市政策課・都市管理課)

- ・災害時における避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施のため、避難地等となる都市公園の整備の推進を図る必要がある。
- ・オープンスペースとして、応急救助活動や応急物資集積の基地、ヘリポートとしての活用可能な施設整備を図る必要がある。

## 2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

#### ①【再掲】迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

- ・大規模地震が発生した場合は、深刻な交通障害が発生すると想定されるため、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や地元建設業者との協力体制の確立が必要である。

## 2-5 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

#### ①帰宅困難者対策(危機管理課)

- ・大規模災害の発生により交通機関が途絶した場合、JR柏原駅や近鉄河内国分駅及び駅周辺において帰宅困難者等が多数集中することによる混乱が危惧され、大阪府・鉄道事業者と連携して、帰宅困難者対策を進める必要がある。

## 2-6 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

### ① 応急医療体制の整備(危機管理課・医事総務課・健康福祉課)

・大規模自然災害発生時には、医療機関が被災する事態や、通常の医療体制では対応できない多数の負傷者が発生する事態も想定されることから、地域の医師・歯科医師・薬剤師等と連携して緊急時の医療救護活動を確保できる体制を整備する必要がある。

### ②【再掲】医薬品、医療用資器材の供給(健康福祉課・医事総務課)

・医薬品等の早期確保につながるよう災害時における医療救護活動に関する協定(医師会、歯科医師会、薬剤師会)を締結しているが、引き続き医療関係機関と協力し、必要品目と必要量について点検を行いながら、必要量の確保と供給体制の維持を図る必要がある。

### ③【再掲】道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、耐震性の向上を図る必要がある。

### ④【再掲】広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

・避難、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図る必要がある。

なお、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る必要がある。

・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る必要がある。

・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る必要がある。

・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る必要がある。

・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

### ⑤【再掲】迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

・大規模地震が発生した場合は、深刻な交通障害が発生すると想定されるため、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や地元建設業者との協力体制の確立が必要である。



## 2-7 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### ①被災地域の感染症予防等の防疫活動の実施(健康福祉課)

・地震発生後に、被災地における感染症の拡大を抑えるため、速やかに感染症の発生状況及び動向調査を行い、必要と認めたときは健康診断の勧告を行う等、迅速かつ的確に防疫活動や保健活動を行うことが必要である。

### ②救出救助活動における感染症対策(柏原羽曳野藤井寺消防組合)

・発災後の被災地域では、瓦礫や汚泥による衛生環境の悪化や感染症のまん延も懸念されるため、感染症対応資器材の整備を行うとともに、感染症対応訓練の実施やマニュアルの見直しなど、厳しい状況下においても救助隊が迅速かつ的確に救出救助活動が実施できるよう、感染症対策を推進する必要がある。

### ③【再掲】公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進(下水工務課)

・大規模自然災害による、管路施設や雨水ポンプ場施設などの下水道施設損壊に伴う浸水被害が想定されるため、下水道施設の計画的な老朽化対策、維持管理に取り組む必要がある。

### ④公共下水道(污水)施設の整備及び老朽化対策の推進(下水工務課)

・大規模自然災害により、管路施設や污水マンホールポンプ場などの公共下水道(污水)施設が損壊すると、汚水の適切な処理が出来なくなり、公衆衛生環境の悪化、トイレの使用控えによる健康被害の拡大などが想定されるため、被災時においても汚水処理が行えるよう、公共下水道(污水)の整備の事業推進や計画的な老朽化対策、維持管理に取り組む必要がある。

### ⑤生活ごみの適正処理(環境対策課)

・被災地域の衛生状況を維持するため、南河内区域の市町村及び一部事務組合との広域的な一般廃棄物(ごみ)処理に係る協定を締結しているが、広域的な災害を想定すると近隣市町村も同時に被災し、処理機能が著しく低下することが懸念されるため、他県自治体との協定締結などにより処理体制を強化する必要がある。

### ⑥ご遺体の埋火葬対策(環境対策課)

・本市では、周辺市町村担当部局との連携により広域火葬体制を確保している。今後についても葬祭関係団体との連携を強化するために、協定締結などを検討する必要がある。

## 2-8 避難所環境の悪化に伴う災害関連死の発生

### ①良好な環境を確保した避難所運営体制の構築(危機管理課)

・避難所運営が機能せず、環境・衛生状態の悪化により多数の災害関連死が発生する事態や、在宅避難、車中泊の避難者が支援を受けられず孤立する事態が懸念され、市職員・施設管理者・住民が連携して良好な生活環境を確保した避難所の運営体制を構築する必要がある。

### ②【再掲】地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(危機管理課)

・多様な災害時においても被害を防止・軽減するため、地域住民の自主的な活動(初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導など)ができる体制を整備する必要がある。

・災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、市職員・施設管理者・自主防災組織の役割分担や連携方法を明確にしておく必要がある。

### ③【再掲】避難所用備蓄物資の充実(危機管理課)

・大阪府及び府内市町村で構成する大阪府域救援物資対策協議会により、各市町村における最大被害想定や必要な物資、物資量等について検討を行った結果、生駒断層帯地震を最大被害想定とし、想定避難所生活者数である11,000人1日分の食料品等を大阪府と共同で備蓄していく必要がある。

また、近年の災害対応で得た教訓から、新たに備蓄が必要となる物資についても備蓄の検討を進める必要がある。

### ④避難所(小中学校施設)における生活環境の向上(教育総務課)

・災害時の指定避難所として位置付けられている小中学校施設について、多数の避難者を長期間受入れた場合には避難所環境の悪化が懸念され、地域住民の良好な避難生活を確保するため、トイレの洋式化、空調設備の整備、バリアフリー化といった学校施設の整備を行う必要がある。

### ⑤福祉避難所の充実(福祉総務課・高齢介護課・障害福祉課・健康福祉課)

・一次避難所での生活が特に困難な要配慮者を対象とした福祉避難所を3箇所指定しており、福祉関係者の協力も得ながら、円滑に開設・運営できる体制を整備する必要がある。

・指定福祉避難所が不足した場合に備えて、市内の社会福祉施設へ緊急一時的な受け入れができるよう福祉関係者と連携を図り、事前の調整を行っておく必要がある。

### ⑥災害時における福祉専門職等の受け入れ体制の構築(福祉総務課)

・被災した市民の福祉ニーズに対応できる専門職の派遣を受け入れできるよう、「大阪府災害福祉広域支援ネットワーク」との連携を図る必要がある。

⑦被災者の巡回健康相談体制の確保(健康福祉課)

・大阪府が開催する市の保健師を対象とした健康危機管理研修への参加を行っており、引き続き、大阪府と連携し健康相談体制の充実に取り組む必要がある。

⑧被災者のこころのケア対策(健康福祉課)

・大阪府藤井寺保健所や関係機関と連携を図り、災害発生時に「こころのケア」を行うことができる人材の養成や実施体制の充実に取り組む必要がある。

### 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 役所機能の機能不全

##### ①防災拠点機能の確保(庁舎整備室)

・現本庁舎は昭和44年に建設され耐震性が不足していることから、国土交通省が制定する「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準じ、災害時においても行政機能を継続できる新庁舎への早急な建替えが必要である。

また、建替えに伴い、駐車場を市民の一時避難スペースや、外部応援機関の活動スペースとして利用できるよう更新整備を行い、防災拠点としての機能を確保する必要がある。

##### ②業務継続計画(BCP)の改訂と運用(危機管理課)

・生駒断層帯地震を想定とした「柏原市業務継続計画」に基づき、災害直後から市役所としての必要な行政機能の維持と市民サービスに努めるため、災害時を想定した訓練と計画の改訂を繰り返し実施し、より実効性のある運用を図る必要がある。

##### ③職員の初動体制の確保(危機管理課)

・休日や深夜に発災した場合、職員の参集の遅れ等により初動対応に遅延が生じる可能性があるほか、大規模災害時には、指揮系統の混乱や情報の断絶から災害対応が麻痺することも懸念されるため、参集体制の強化、迅速な職員の安否確認、部局間の連携確保など、初動体制の確保に努める必要がある。

##### ④水道事業業務継続計画(水道BCP)の改訂と運用(水道工務課)

・令和元年度に柏原市水道事業業務継続計画(水道BCP)を作成しているが、今後は適切な運用ができるよう、適宜必要な見直しを行う必要がある。

##### ⑤下水道業務継続計画(下水道BCP)の改訂と運用(下水工務課)

・柏原市下水道業務継続計画(下水道BCP・地震対策編)を平成30年度に策定しているが、気候変動に伴う豪雨や台風などの頻発化・激甚化による都市浸水被害の防止に向け、浸水対策も含めた柏原市下水道業務継続計画(下水道BCP)の見直しを適宜図り、業務や組織の継続体制の充実に取り組む必要がある。

##### ⑥民間事業者等と連携した迅速な施設の復旧対策(契約検査課・経営総務課・医事総務課)

・大規模自然災害により行政機関が被災した場合は、行政機能が低下し、復旧・復興対策が遅延することが懸念されるため、民間事業者等との支援協定を締結するなど業務継続に取り組んでいるが、より強固な体制づくりを進める必要がある。

## 3-2 行政機関(役所除く)の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

### ①【再掲】職員の初動体制の確保(危機管理課)

・休日や深夜に発災した場合、職員の参集の遅れ等により初動対応に遅延が生じる可能性があるほか、大規模災害時には、指揮系統の混乱や情報の断絶から災害対応が麻痺することも懸念されるため、参集体制の強化、迅速な職員の安否確認、部局間の連携確保など、初動体制の確保に努める必要がある。

### ②【再掲】民間事業者等と連携した迅速な施設の復旧対策(契約検査課・経営総務課・医事総務課)

・大規模自然災害により行政機関が被災した場合は、行政機能が低下し、復旧・復興対策が遅延することが懸念されるため、民間事業者等との支援協定を締結するなど業務継続に取り組んでいるが、より強固な体制づくりを進める必要がある。

## 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### ①大阪府防災行政無線等の活用による防災情報の収集・伝達(危機管理課)

・大規模自然災害発生時には、建物倒壊や漂流物による電柱被害、需要家側の停電等により、固定電話、携帯電話とも大部分の通話が困難になると予想されるため、的確に大阪府防災情報システムを運用し、防災情報の収集・伝達を行うことが必要である。

### 4-2 テレビ・ラジオ放送中断等により災害情報が必要なものに伝達できない状態

#### ①【再掲】多様な情報伝達手段の運用(危機管理課・秘書広報課)

・災害発生時に必要な災害情報を広く確実に伝達できるよう、住民への情報伝達手段として、防災行政無線、緊急速報メール、市ウェブサイト、SNS等を整備しているが、さらなる普及を図るとともに、非常時においても的確に運用できるよう職員への定期的な研修の実施など、体制を維持する必要がある。

・緊急地震速報など特に緊急性の高い情報についても全国瞬時警報システム(J-ALERT)の安定的な運用を図り、より広く伝達できるよう多重化の取組みを推進する必要がある。

#### ②児童・生徒の安全連絡網の整備(各小・中学校)

・大規模災害によりテレビ・ラジオ等が中断されると、地域の状況把握が困難になり、児童・生徒の安全な登下校が確保できなくなることが懸念されるため、メール配信システムなど、学校と各家庭を結ぶ安全連絡網を確立しておく必要がある。

## 5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動(サプライチェーン)を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断をはじめ、災害等のリスク事象による地元企業の生産力低下

#### ①市内企業における事業継続計画(BCP)の作成支援(産業振興課・危機管理課)

・地震等の自然災害発生後に、企業が中核事業の維持や早期復旧ができるよう、商工会や防災部局と連携し、市内企業に対して事業継続計画(BCP)策定の周知・啓発を促進する必要がある。

#### ②【再掲】道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、耐震性の向上を図る必要がある。

#### ③【再掲】広域緊急交通路及び地方緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

・避難、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図る必要がある。

なお、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る必要がある。

・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る必要がある。

・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る必要がある。

・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る必要がある。

・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。



## 5-2 食糧等の安定供給の停滞

### ①【再掲】道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

- ・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。
- ・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、耐震性の向上を図る必要がある。

### ②【再掲】迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

- ・大規模地震が発生した場合は、深刻な交通障害が発生すると想定されるため、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や地元建設業者との協力体制の確立が必要である。

### ③【再掲】水道施設の耐震化、水道の早期復旧及び飲料水の確保(水道工務課)

- ・地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、水道施設・管路の更新・耐震化を計画的に実施するとともに、地震発生後に損傷した管路等の早期復旧を図るため、関係する各団体と災害時の相互応援協定等による連携が必要である。
- ・また、地震発生後の水道断水地域において、飲料水が迅速に確保できるよう、応急給水体制の充実に取り組む必要がある。

## 6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を

図る

### 6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

#### ①ライフライン事業者との連携(危機管理課)

・大規模自然災害により電気・ガス・通信等のライフラインが途絶した場合、市民生活に大きな影響を及ぼすため、平時からライフライン事業者との間に迅速な応急復旧が実施できるよう、相互に協力体制を構築しておく必要がある。

### 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### ①【再掲】水道施設の耐震化、水道の早期復旧及び飲料水の確保(水道工務課)

・地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、水道施設・管路の更新・耐震化を計画的に実施するとともに、地震発生後に損傷した管路等の早期復旧を図るため、関係する各団体と災害時の相互応援協定等による連携が必要である。

・また、地震発生後の水道断水地域において、飲料水が迅速に確保できるよう、応急給水体制の充実に取り組む必要がある。

### 6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

#### ①し尿及び浄化槽汚泥の適正処理(環境対策課)

・市域におけるし尿等が適正に処理できるよう、関係自治体及び関係団体等との連携体制を構築する必要がある。

#### ②【再掲】公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進(下水工務課)

・大規模自然災害による、管路施設や雨水ポンプ場施設などの下水道施設損壊に伴う浸水被害が想定されるた

め、下水道施設の計画的な老朽化対策、維持管理に取り組む必要がある。

③【再掲】公共下水道(汚水)施設の整備及び老朽化対策の推進(下水工務課)

・大規模自然災害により、管路施設や汚水マンホールポンプ場などの公共下水道(汚水)施設が損壊すると、汚水の適切な処理が出来なくなり、公衆衛生環境の悪化、トイレの使用控えによる健康被害の拡大などが想定されるため、被災時においても汚水処理が行えるよう、公共下水道(汚水)の整備の事業推進や計画的な老朽化対策、維持管理に取り組む必要がある。

## 6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

①【再掲】道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、耐震性の向上を図る必要がある。

②【再掲】広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

・避難、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図る必要がある。

なお、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る必要がある。

・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る必要がある。

・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る必要がある。

・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る必要がある。

・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

③【再掲】迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

・大規模地震が発生した場合は、深刻な交通障害が発生すると想定されるため、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や地元建設業者との協力体制の確立が必要である。

## 6-5 異常渇水等による用水の供給の途絶

### ①水道水源の相互融通(水道工務課)

・水道水源の約3割は淀川を水源とした大阪広域水道企業団水、約7割は地下水を水源とした柏原市の自己水で賄われているが、これらの水源に異常があった場合の対応について、検討しておく必要がある。

## 7. 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

#### ①【再掲】消防水利の確保対策(柏原羽曳野藤井寺消防組合・危機管理課)

・大規模地震では水道管の破損により消火栓が使用できない状況も懸念され、地震火災による被害軽減のため、消防水利が不足している地域については防火水槽を設置するなど、消火栓全断水時においても対応できる消防水利を確保する必要がある。

#### ②【再掲】消防団の機能強化(危機管理課)

・大規模地震により被害が広範にわたる場合は、消火活動や被災者の救出・救護など、常備消防の対応が不足する事態が懸念され、大規模自然災害に対応するための教育訓練や防災資機材の充実、安定した活動を確保するための団員の入団促進など、消防団を中核とした地域防災力の強化に向けた取組みを推進する必要がある。

#### ③【再掲】防災空間の確保(都市政策課・都市管理課)

・災害時における避難場所の確保、火災の延焼防止、各種災害応急活動の円滑な実施のため、避難地等となる都市公園の整備の推進を図る必要がある。

・オープンスペースとして、応急救助活動や応急物資集積の基地、ヘリポートとしての活用可能な施設整備を図る必要がある。

### 7-2 沿線・沿道の建物崩壊による直接的な被害及び交通麻痺

#### ①【再掲】道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、耐震性の向上を図る必要がある。

#### ②【再掲】広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

・避難、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図る必要がある。

なお、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る必要がある。

・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る必要がある。

・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る必要がある。

- ・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る必要がある。
- ・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

### 7-3 ため池、ダム、防災施設、排水ポンプ等の崩壊・機能不全による二次災害の発生

#### ①【再掲】ため池の防災・減災対策の促進(都市管理課)

- ・本市域には、ため池が30池あり、うち水防ため池4箇所について、耐震診断及びハザードマップの作成は完了しているが、ため池に関する法令や関係通知に準じ、大阪府や各ため池管理者などと連携して、必要な対策を促進していく必要がある。

#### ②【再掲】公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進(下土工務課)

- ・大規模自然災害による、管路施設や雨水ポンプ場施設などの下水道施設損壊に伴う浸水被害が想定されるため、下水道施設の計画的な老朽化対策、維持管理に取り組む必要がある。

#### ③【再掲】迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

- ・大規模地震が発生した場合は、深刻な交通障害が発生すると想定されるため、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や地元建設業者との協力体制の確立が必要である。

### 7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### ①山地災害対策の促進(産業振興課)

- ・局地的な集中豪雨による山地災害の発生による被害の拡大が懸念されているため、予防的対策の実施が必要である。

## 7-5 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

### ①正しい情報発信(秘書広報課・産業振興課)

・災害時には、情報が錯綜する中で誤った情報が市民に一方的に伝わることにより風評被害が発生することも懸念されるため、正確な被害情報等を収集し、市民に対して迅速で正しい情報を発信することができるよう、広報体制の整備・充実を図ることが必要である。



## 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる

### 条件を整備する

#### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### ①災害廃棄物の適正処理(環境対策課)

・本市では、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を図るため、一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者と産業廃棄物等の処理に関する基本協定を締結しているが、災害廃棄物処理の迅速化のためには仮置場の選定及び最終処分までの処理ルート等を予め検討する必要がある。

#### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### ①【再掲】迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

・大規模地震が発生した場合は、深刻な交通障害が発生すると想定されるため、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や地元建設業者との協力体制の確立が必要である。

#### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

##### ①災害ボランティア対策(福祉総務課・社会教育課)

・被災した家屋からがれき等を早期に搬出するには、災害ボランティアによる支援が不可欠であるため、災害ボランティア事務局となる柏原市社会福祉協議会と連携を図りながら、ボランティアの受入れ及び派遣を実施できる体制を整備するとともに、平時から社会教育団体等のネットワークを活用して災害ボランティアのマンパワーを確保する取組みを推進する必要がある。

##### ②柏原市区長会、自治会及び町会との連絡体制の充実(地域連携支援課)

・地域コミュニティの中心的役割を担う柏原市区長会、各自治会及び町会とは避難所運営や地域住民の安否確認など様々な場面で連携が不可欠であり、防災訓練をはじめとした平時からの協力関係を構築するとともに、連絡体制の充実を図る必要がある。

③【再掲】良好な環境を確保した避難所運営体制の構築(危機管理課)

・避難所運営が機能せず、環境・衛生状態の悪化により多数の災害関連死が発生する事態や、在宅避難、車中泊の避難者が支援を受けられず孤立する事態が懸念され、市職員・施設管理者・住民が連携して良好な生活環境を確保した避難所の運営体制を構築する必要がある。

④【再掲】地域防災力強化に向けた自主防災組織の活動支援(危機管理課)

・多様な災害時においても被害を防止・軽減するため、地域住民の自主的な活動(初期消火、負傷者の救出・救護、避難誘導など)ができる体制を整備する必要がある。

・災害時に地域住民や自主防災組織等による円滑な避難所運営ができるよう、あらかじめ地域の実情に応じた「避難所運営マニュアル」を作成し、市職員・施設管理者・自主防災組織の役割分担や連携方法を明確にしておく必要がある。

⑤【再掲】福祉避難所の充実(福祉総務課・高齢介護課・障害福祉課・健康福祉課)

・一次避難所での生活が特に困難な要配慮者を対象とした福祉避難所を3箇所指定しており、福祉関係者の協力も得ながら、円滑に開設・運営できる体制を整備する必要がある。

・指定福祉避難所が不足した場合に備えて、市内の社会福祉施設へ緊急一時的な受け入れができるよう福祉関係者と連携を図り、事前の調整を行っておく必要がある。

⑥【再掲】被災者の巡回健康相談体制の確保(健康福祉課)

・大阪府が開催する市の保健師を対象とした健康危機管理研修への参加を行っており、引き続き、大阪府と連携し健康相談体制の充実に取り組む必要がある。

⑦【再掲】被災者のこころのケア対策(健康福祉課)

・大阪府藤井寺保健所や関係機関と連携を図り、災害発生時に「こころのケア」を行うことができる人材の養成や実施体制の充実に取り組むことが必要である。

⑧応急仮設住宅の早期供給体制の整備(都市管理課)

・本市では応急仮設住宅建設候補地として23箇所を指定しており、公園としての機能を維持するとともに、建設可能戸数を確保するための検討が必要である。

## 8-4 鉄道・道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

①【再掲】水道施設の耐震化、水道の早期復旧及び飲料水の確保(水道工務課)

・地震発生等による水道施設の被害を極力小さくするため、水道施設・管路の更新・耐震化を計画的に実施するとともに、地震発生後に損傷した管路等の早期復旧を図るため、関係する各団体と災害時の相互応援協定等に

よる連携が必要である。

・また、地震発生後の水道断水地域において、飲料水が迅速に確保できるよう、応急給水体制の充実に取り組む必要がある。

②【再掲】公共下水道(雨水)施設の老朽化対策の推進(下水工務課)

・大規模自然災害による、管路施設や雨水ポンプ場施設などの下水道施設損壊に伴う浸水被害が想定されるため、下水道施設の計画的な老朽化対策、維持管理に取り組む必要がある。

③【再掲】公共下水道(汚水)施設の整備及び老朽化対策の推進(下水工務課)

・大規模自然災害により、管路施設や汚水マンホールポンプ場などの公共下水道(汚水)施設が損壊すると、汚水の適切な処理が出来なくなり、公衆衛生環境の悪化、トイレの使用控えによる健康被害の拡大などが想定されるため、被災時においても汚水処理が行えるよう、公共下水道(汚水)の整備の事業推進や計画的な老朽化対策、維持管理に取り組む必要がある。

④【再掲】迅速な道路啓開の実施(都市管理課)

・大規模地震が発生した場合は、深刻な交通障害が発生すると想定されるため、人命救助や支援物資搬入等を円滑に行えるよう、迅速な道路啓開による通行機能の確保に向け、各道路管理者や地元建設業者との協力体制の確立が必要である。

⑤【再掲】道路・橋梁など土木構造物の適正管理の実施(都市政策課・都市管理課)

・橋梁、横断歩道橋などの土木構造物や土木施設は、定期的に点検を実施し、危険箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

・緊急交通路に指定されている橋梁等は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、耐震性の向上を図る必要がある。

⑥【再掲】広域緊急交通路及び地域緊急交通路等の通行機能の確保(都市政策課)

・避難、緊急輸送等の道路網形成を図るため、避難路、輸送路等の整備の推進を図る必要がある。

なお、広域的な緊急輸送等の道路網形成を図るため、国や大阪府と連携し、整備の推進を図る必要がある。

・避難路、一時避難場所、広域避難場所及び主要幹線道路を結ぶ交通路のネットワーク化、街路で囲まれた市街地の防火区画化を図るため、都市計画道路整備の推進を図る必要がある。

・広域避難場所等に通ずる避難路となる幅員16m以上の道路整備の推進を図る必要がある。

・避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存幹線道路等について歩道拡幅、耐火性能の高い樹種による緑化や無電柱化の推進を図る必要がある。

・道路への影響が予想される道路法面等を調査し、危険な箇所には必要な対策の推進を図る必要がある。

## 【別紙2】

## 個別事業一覧(具体的な取組み)

## ○都市政策課・都市管理課

事業名	個別事業内容	個別事業の参照先	具体的な取組みの該当箇所	備考
道路街路事業	・柏原市総合計画及び都市計画マスタープランなどを基に作成した「道路の整備に関するプログラム」に掲載されている事業を推進	道路の整備に関するプログラム	1-1① 1-4② 2-1③・④ 2-2①・② 2-3⑧・⑨ 2-6③・④ 5-1②・③ 5-2① 6-4①・② 7-2①・② 8-4⑤・⑥	国土交通省

## ○都市開発課

事業名	個別事業内容	個別事業の参照先	具体的な取組みの該当箇所	備考
住宅関連事業	・住宅・建築物安全ストック形成事業		1-1⑦・⑧ 1-2①・③ 1-4②	国土交通省

## ○下水工務課

事業名	個別事業内容	個別事業の参照先	具体的な取組みの該当箇所	備考
下水道事業	・「柏原市公共下水道整備五箇年計画」や「柏原市下水道事業経営戦略」に掲載されている下水道事業を推進	柏原市公共下水道五箇年計画  柏原市下水道事業経営戦略	1-3① 1-4⑤ 2-7③・④ 3-1⑤ 6-3②・③ 7-3② 8-4②・③	国土交通省

---

## 柏原市強靱化地域計画

令和2年12月

発行 柏原市

担当 政策推進部危機管理課

大阪府柏原市安堂町1番55号

TEL 072-972-1501 (代表)

---